

上勝町

高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年3月

徳島県 上勝町

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	高齢者を取り巻く各種制度の変化	2
第3節	徳島県の方針	3
第4節	計画の性格	4
第5節	計画期間	5
第6節	計画策定の体制	5
第7節	日常生活圏域の考え方	5
第2章	高齢者を取り巻く現状	6
第1節	高齢者の現状	6
第2節	アンケート調査からみる高齢者の現状	9
第3節	課題のとりまとめ	16
1.	住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	16
2.	認知症対策の推進	16
3.	介護保険サービスの推進	17
4.	健康寿命の延伸と介護予防の推進	17
5.	高齢者の生きがいづくり	18
6.	安全・安心な生活環境	18
第3章	計画の基本的な考え方	19
第1節	人口の将来推計	19
1.	被保険者数の推計	20
2.	要介護・要支援認定者数の推計	20
第2節	上勝町が目指す基本理念・施策目標	21
第3節	施策体系	23
第4章	施策の展開	24
基本目標1	地域包括ケアの充実	24
1-1	高齢者保健福祉の環境整備	24
1-2	認知症対策の推進	26
1-3	生活支援体制の整備	28
1-4	高齢者の虐待防止・権利擁護の推進	29
1-5	多様な主体による支え合いの推進	30
基本目標2	介護保険サービスの推進	31
2-1	介護保険サービスの供給	31
2-2	地域支援事業の充実	37
2-3	サービスの質の向上と円滑な運営	39
基本目標3	高齢者の健康と生きがいづくり	41
3-1	保健事業の推進	41
3-2	生きがいづくりや社会参加の推進	45

基本目標 4 安全・安心な生活環境の確保	47
4-1 交通・買い物手段の確保.....	47
4-2 自立生活が可能な住まいの確保.....	47
4-3 福祉のまちづくりの推進.....	47
4-4 防災・防犯・感染症・交通安全対策の推進.....	47
第 5 章 介護保険給付事業の適正化.....	48
第 1 節 介護給付適正化事業の推進	48
第 2 節 介護給付適正化主要 3 事業	48
第 6 章 介護保険事業の推進	50
第 1 節 サービス別利用状況の実績と推計	50
第 2 節 地域密着型サービス・施設サービスの整備	53
第 3 節 自立支援・重度化防止に向けた成果目標	54
1. 成果目標(8期計画期間の進捗と9期計画期間における目標)	54
第 4 節 介護保険サービス給付費の推計	55
第 7 章 介護保険事業の運営	58
第 1 節 第 1 号被保険者保険料について	58
1. 保険料収納必要額等	59
2. 所得段階別保険料額の算定.....	60
第 2 節 計画の進行管理	62
資料編	63
上勝町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱	63
上勝町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿	64

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国の総人口は、令和4(2022)年10月1日時点で、1億2,495万人となっており、65歳以上の高齢者人口は3,624万人、総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)は29.0%で過去最高となっています。さらに75歳以上の後期高齢者人口は1,936万人、総人口に占める後期高齢者人口の割合は15.5%で過去最高となっています。将来的にもさらなる少子高齢化の進行が見込まれており、本計画期間中の令和7(2025)年にはいわゆる団塊の世代全員が75歳になり、75歳以上人口は令和17(2035)年頃まで増加傾向が続くと推計されています。また、要介護認定率が急増する85歳以上人口は令和24(2042)年まで、75歳以上人口の伸びを上回る急激な増加が見込まれています。

創設から23年が経過した介護保険制度は、高齢期の住民を支える制度として浸透・定着してきました。しかし、介護・医療費の増加や認知症高齢者の増加、在宅医療ニーズの増大、家族介護者の負担など、さまざまな課題はいまだ山積しています。

このような中、国は「地域包括ケアシステムの推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」を掲げ、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実による住民主体の介護予防の促進等に取り組んできました。また、地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」が目指されています。

上勝町(以下、本町という。)においても、「上勝町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供するとともに、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供し、高齢者一人ひとりの状態に応じ、地域のさまざまな支援・サービスを活用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりの充実に取り組む「地域包括ケアシステム」の考え方を重視した高齢者施策を推進してきました。

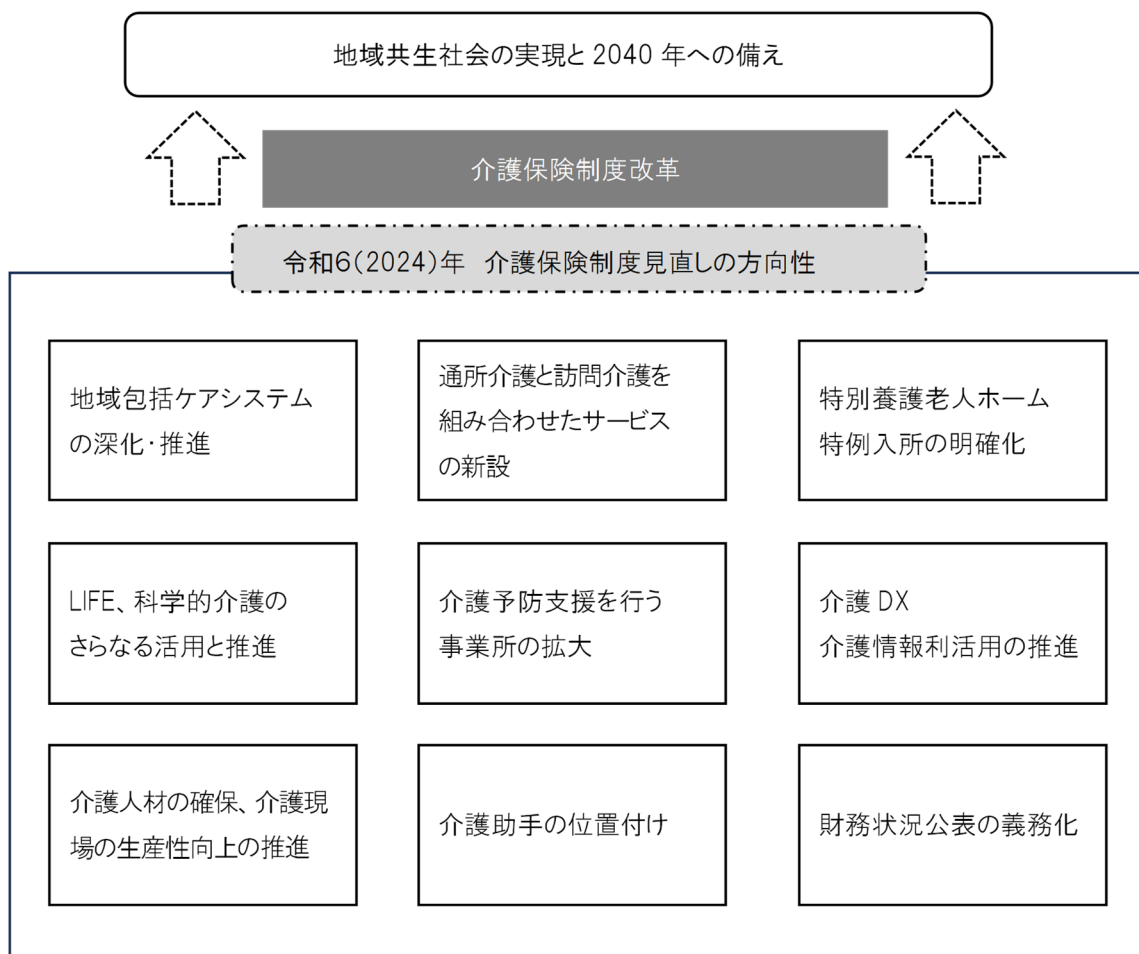
今回、前計画の期間が令和5年度で終了することから、本町の現状と課題を踏まえ、現役世代の減少が顕著になる令和22(2040)年を見据えた、目指すべき高齢者保健福祉の基本的な方針と具体的施策を明らかにし、介護保険事業を安定的かつ充実したものにすることを目的として、「上勝町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

第2節 高齢者を取り巻く各種制度の変化

本計画は、国から示された制度改革の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。

令和22(2040)年に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保」に取り組み、地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

■介護保険制度改革のイメージ



第3節 徳島県の方針

徳島県では、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の9の規定に基づく「徳島県老人福祉計画」及び介護保険法(平成9年法律第123号)第118条の規定に基づく「徳島県介護保険事業支援計画」を一体のものとし、「とくしま高齢者いきいきプラン」を策定しています。

高齢化や人口減少に伴う社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、相互に支え合う「地域共生社会」の実現が提唱されている中、高齢者を含めた多様な主体が「支え手」、「受け手」という関係を越えて参画し、地域社会全体で支え合っていくことが重要となっています。

徳島県では全国と比較して高齢化が急速に進行しており、これまでも、高齢者が地域社会を支える「新たな担い手」であるとして、高齢者の活躍する社会を目指す施策を推進してきました。

また、地域共生社会の実現において中核的基盤となり得るとされている「地域包括ケアシステム」においても、本県では全国よりも5年前倒しでその構築を進めており、今後は、この「地域包括ケアシステム」をさらに推進・深化させ、高齢化や人口減少が進む中においても、高齢者を取り巻くさまざまな人やものが共に支え合い、いきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現へとつなげていきます。

重点戦略

I いつまでも自分らしく活躍できる健康長寿社会づくり

高齢化が進む現在においては、高齢者をはじめとした全ての世代においていきいきと活躍することが持続的な地域社会の活力の維持・向上につながることから、介護予防のほか、フレイル予防にも着目した施策の充実を図るほか、地域社会の担い手側として生涯を通して自分らしく活躍できるよう、地域貢献活動の充実支援や学習機会の提供、就職対策の充実等を推進します。

また、県民の高齢者への敬愛及び高齢者福祉への理解と関心を深めるため、敬老理念の普及啓発に努めます。

II 個性を尊重しながら多様な主体が支え合う共生社会づくり

地域共生社会の中核的基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進により、制度や分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、地域住民や多様な主体による、高齢者を含めた地域住民や社会全体を支え合う仕組みづくりを推進します。

また、これらの地域社会において高齢者の権利擁護や見守り体制の強化など、高齢者が地域で安心して生活できる地域づくりを目指します。更に、「認知症施策推進大綱」が中間年を迎え、これらの評価を踏まえるとともに、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立も契機として、認知症の人を含めた県民一人一人が相互に個性を尊重しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

III 地域に応じた持続可能な介護サービス体制づくり

高齢者ができるだけ住み慣れた地域や自宅で自立した生活ができるよう、地域住民や介護に関わるさまざまな役割が関わり合う事で、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備や介護人材の確保に繋げるとともに、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震や新興・再興感染症に対応できるよう、計画的な防災や感染症対策の強化を進めることで、持続可能な介護サービス提供体制を構築します。

また、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、市町村、国民健康保険団体連合会との連携のもと、介護給付適正化への取り組みを行います。

第4節 計画の性格

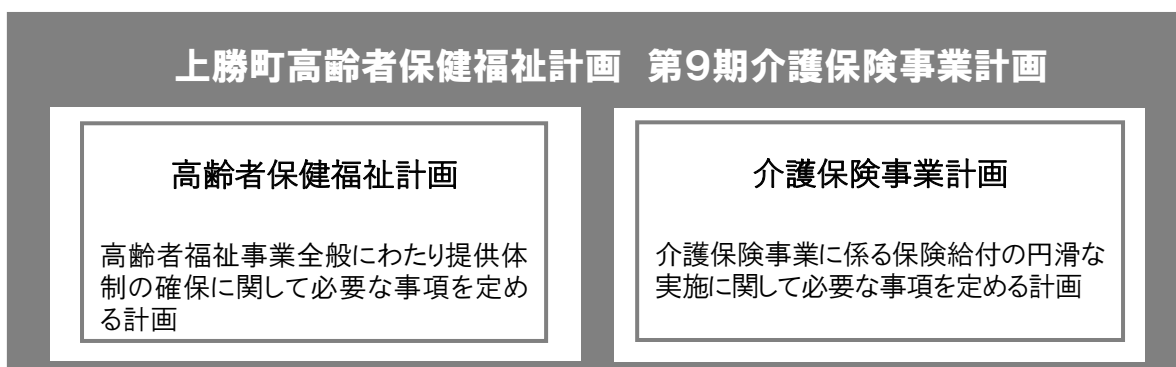
1. 計画の位置づけ

①法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画です。

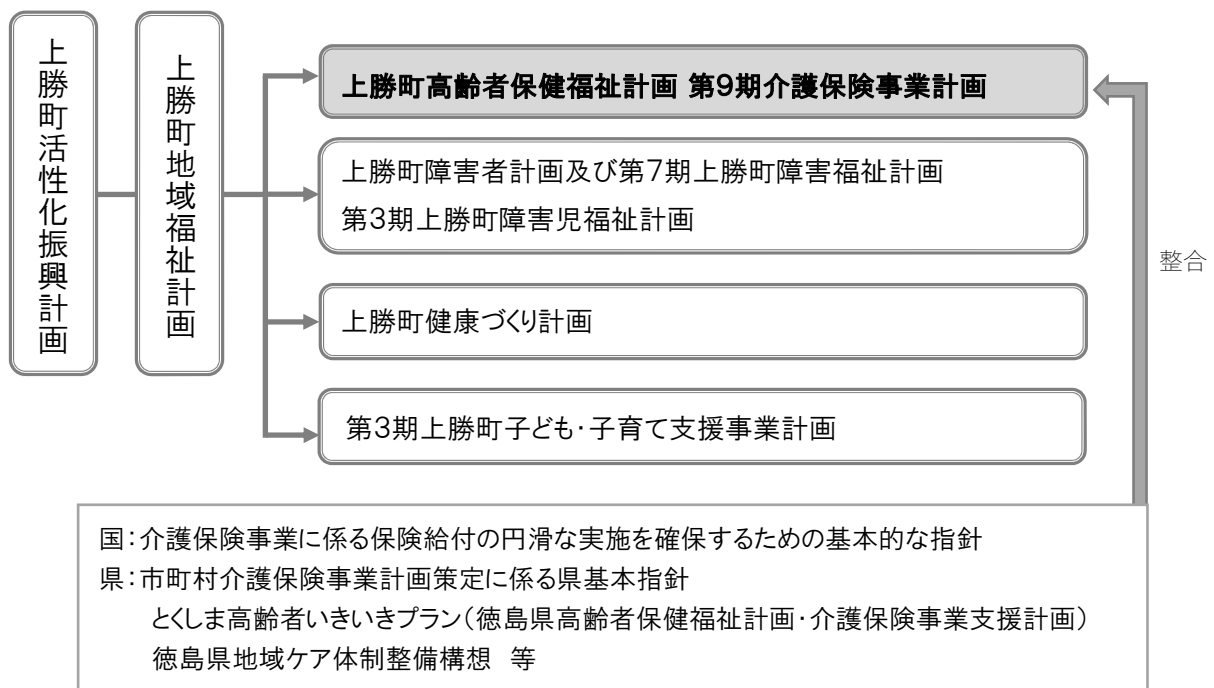
また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画です。

■高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係



②他計画との関係

本計画は、「第 4 次上勝町活性化振興計画」「上勝町地域福祉計画」等の関連する計画との整合を図り策定するものです。



第5節 計画期間

第9期計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、長期的な視点として、現役世代の減少が顕著になる2040年を目標年とした長期的な高齢者福祉の構築に向けた取り組みを深化・推進していくための計画となります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第8期計画											
		見直し	第9期計画(本計画)								
					見直し	第10期計画					
								見直し	第11期計画		

第6節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係部署との連携・協力のもと計画の原案づくりを行いました。また、幅広い意見を計画に反映させるために策定委員会を開催しました。

○上勝町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会による協議

上勝町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会は、被保険者、介護サービス提供事業従事者及び町職員等で構成され、計画の進捗状況等の確認や見直し、介護サービスの需要の見通しと供給量の確保・保険料等の検討を行いました。

○関係機関との連携

本計画の策定にあたっては、介護保険料の算定等、県との協議を行いました。

第7節 日常生活圏域の考え方

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、高齢者人口等を勘案し、町全体を一つの日常生活圏域として設定します。

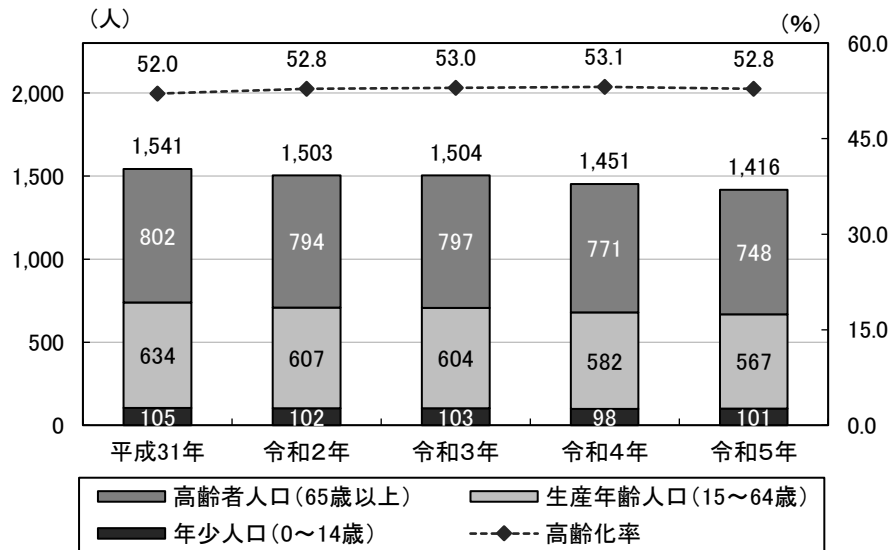
第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者の現状

1. 人口の推移

◆総人口の推移

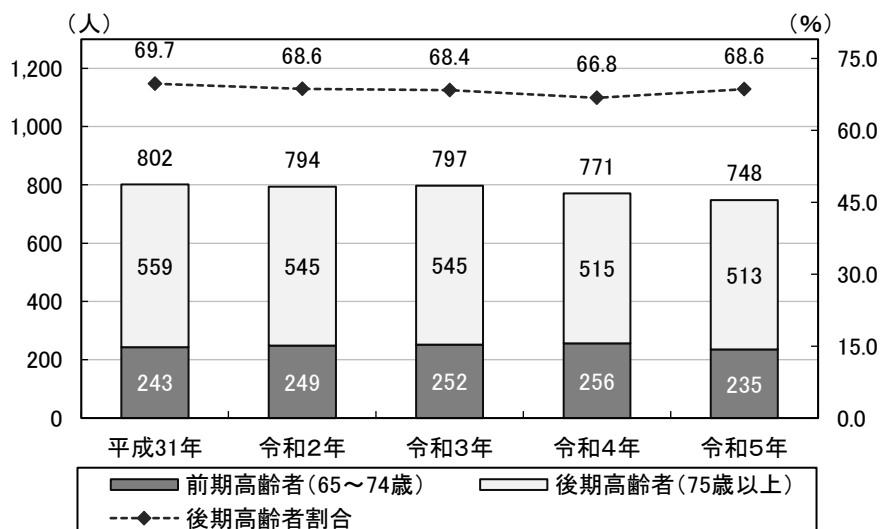
上勝町の総人口は、減少傾向にあり、令和5(2023)年には 1,416 人となっています。高齢化率は5割以上となっており、令和5(2023)年には 52.8%となっています。



【資料】住民基本台帳(各年1月1日付)

◆高齢者人口の推移

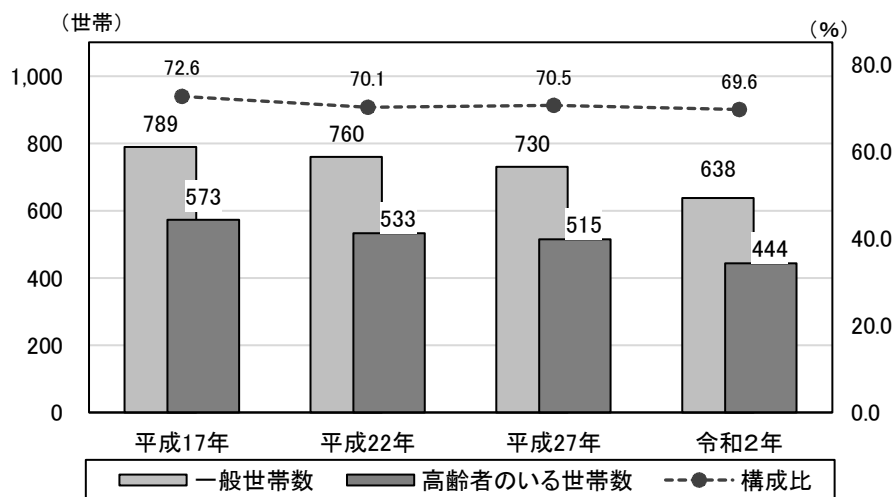
上勝町の高齢者人口は、緩やかな減少傾向にあり、令和5(2023)年には 748 人と平成 31(2019)年より 54 人の減少となっています。前期・後期高齢者別に推移をみると、後期高齢者数の方が減少の幅が大きい傾向にあり、令和5(2023)年では平成 31(2019)年と比べて 46 人減少し、その割合は 68.6%と高齢者人口の約7割を占めています。



2. 世帯状況

◆高齢者のいる世帯数の推移

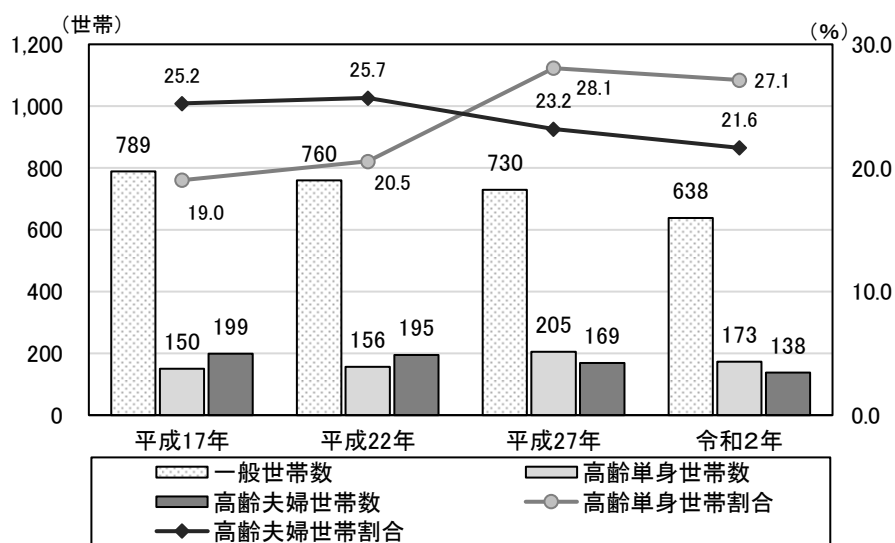
高齢者のいる世帯数は減少傾向にあり、令和2(2020)年では 444 世帯となっています。一般世帯数も減少傾向となっているため、構成比は約7割とほぼ横ばいで推移しています。



【資料】国勢調査

◆高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数の構成比の推移

一般世帯数に対する高齢単身世帯割合は、平成 17(2005)年の 19.0%から年々上昇し、平成 27(2015)年には 28.1%となりましたが、令和2(2020)年は減少に転じています。高齢夫婦世帯割合は、平成 17(2005)年の 25.2%から横ばい状態で推移していましたが、令和2(2020)年は 21.6%と減少しています。

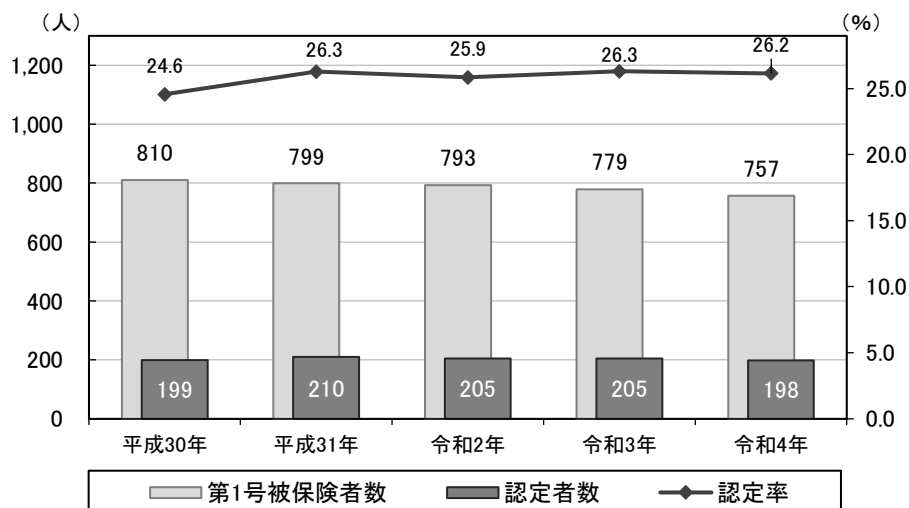


【資料】国勢調査

3. 第1号被保険者数と認定者数の推移

◆第1号被保険者数と認定者数の推移

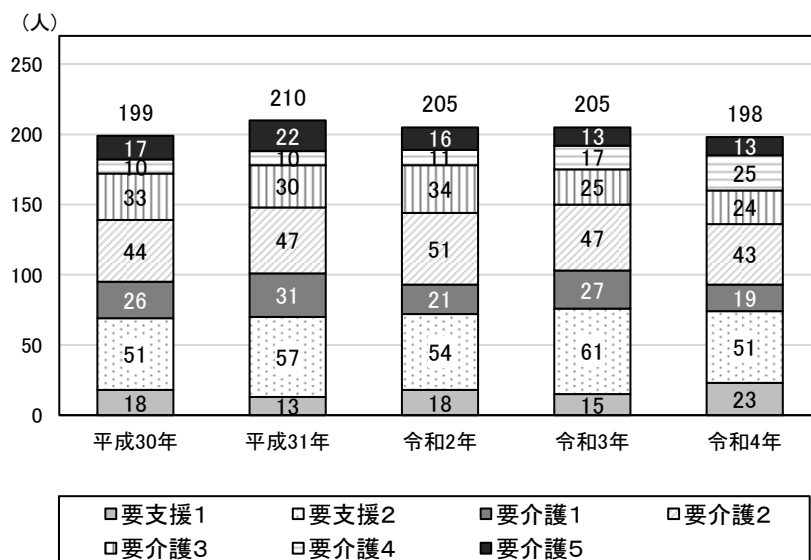
第1号被保険者数は減少傾向にあり、令和4(2022)年には757人となっています。認定者数は増減をしながら推移しており、令和4(2022)年には198人、認定率は26.2%となっています。



【資料】介護保険事業状況報告 月報(各年9月末時点)

◆要介護度別認定者数の推移

要介護度別認定者数は、各年ともに増減を繰り返しながら推移しており、要支援2が最も多くなっています。



【資料】介護保険事業状況報告 月報(各年9月末時点)

第2節 アンケート調査からみる高齢者の現状

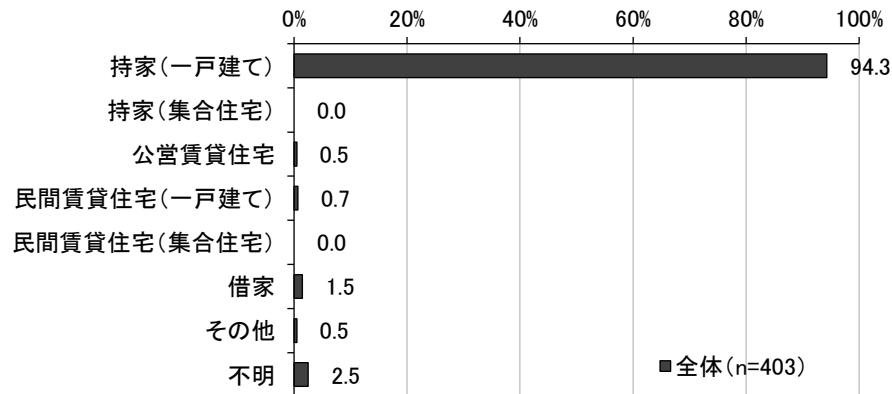
本計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

調査名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
調査対象者	施設入所者を除く、町内在住の65歳以上の人 (要介護、要支援認定者を含む)	
調査方法	郵送配布・地域包括支援センター職員回収による本人記入方式	
調査期間	令和5年5月1日(金)～10月31日(火)	
回収 状況	配布数	615件
	有効回収数	403件
	有効回収率	65.5%

◆ご家族や生活状況について

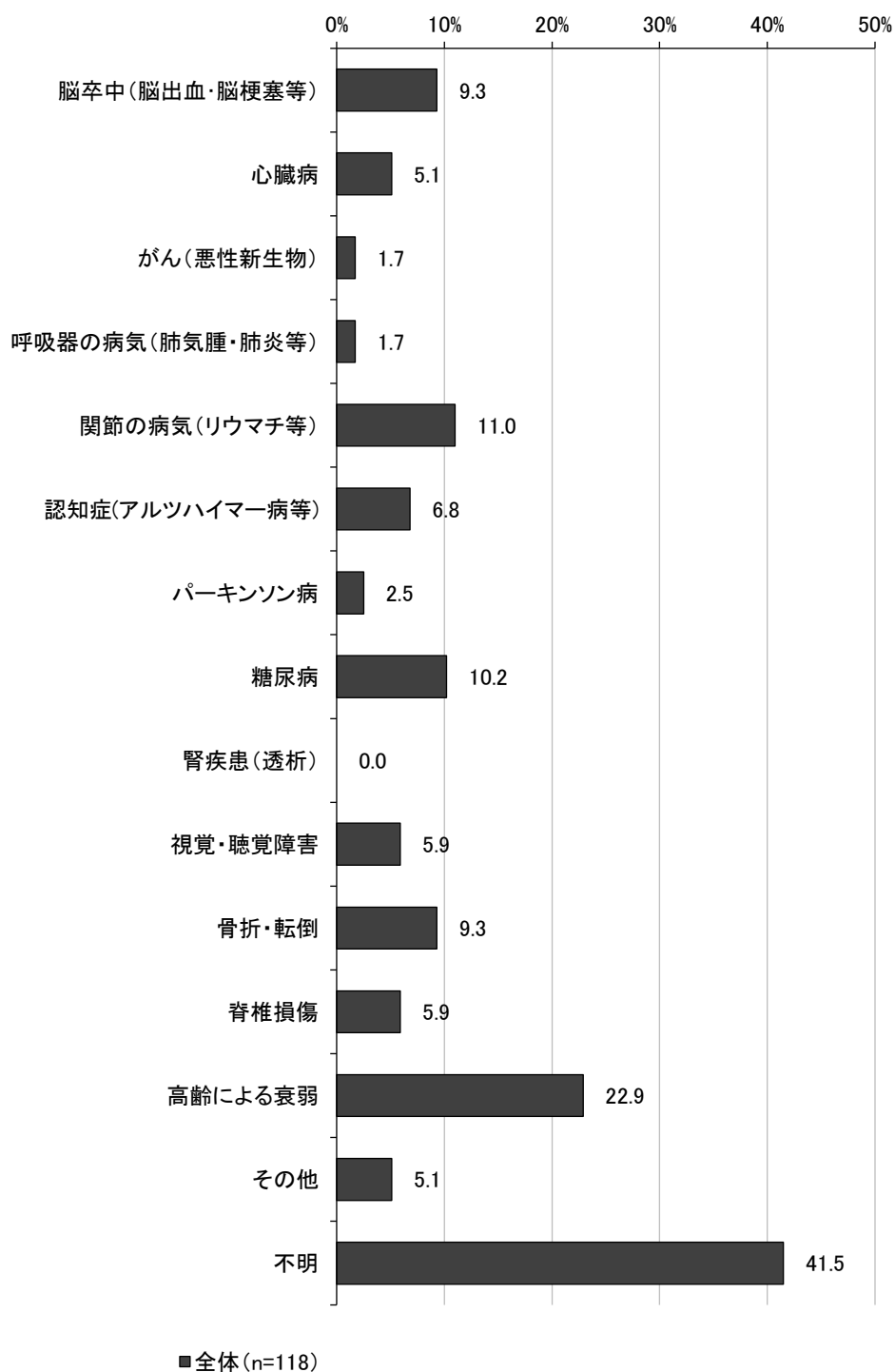
お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか(単数回答)

住まいについてみると、「持家(一戸建て)」が94.3%と最も高くなっています。



介護・介助が必要になった主な原因はなんですか(複数回答)

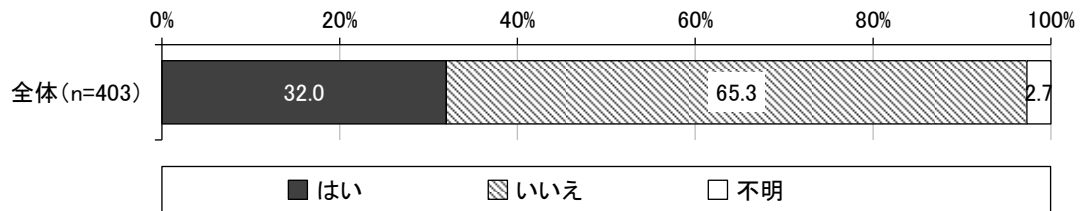
介護、介助が必要になった主な原因についてみると、「高齢による衰弱」が22.9%と最も高く、次いで「関節の病気(リウマチ等)」が11.0%となっています。



◆からだを動かすことについて

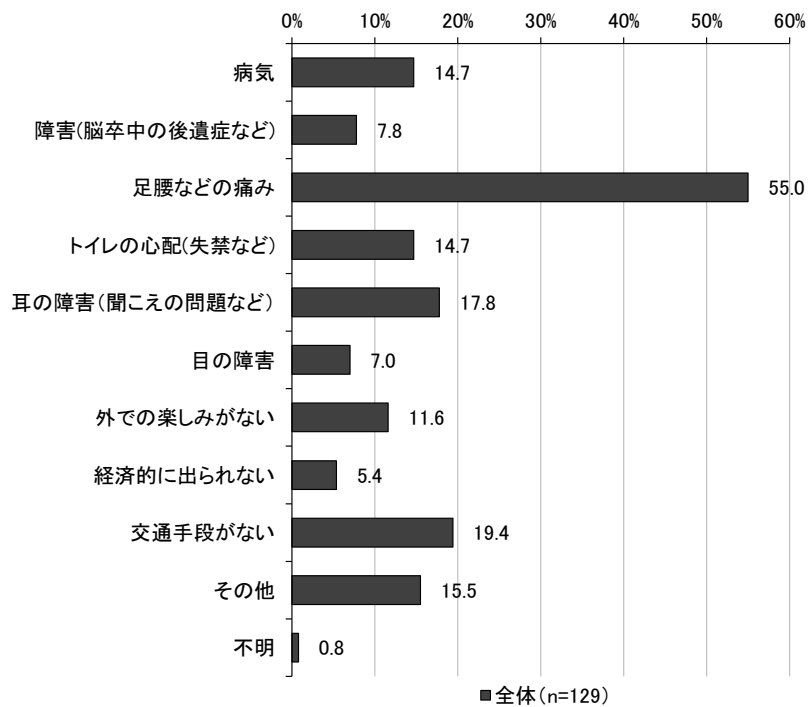
外出を控えていますか(単数回答)

外出を控えているかについてみると、「はい」が32.0%、「いいえ」が65.3%となっています。



外出を控えている理由は、次のどれですか(複数回答)

外出を控えている理由についてみると、「足腰などの痛み」が55.0%と最も高く、次いで「交通手段がない」が19.4%となっています。また、その他回答の内訳では「新型コロナウイルス感染予防のため」・「転倒不安」・「認知症」など、外的要因・内的要因の両面からの回答が多数みられます。



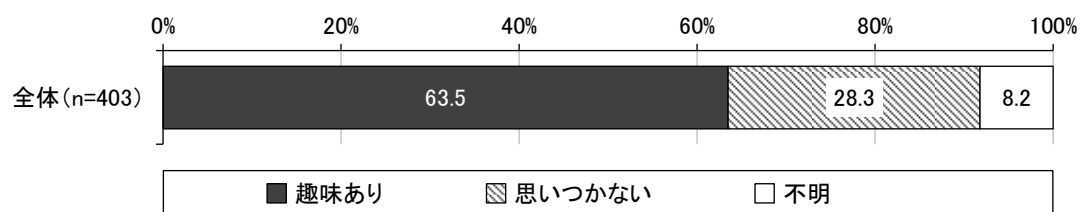
■その他回答

内容	
コロナが心配	あまり用がない
ウイルス	1人で外出した時、転倒や自分の家に帰れなくなるから
転倒が不安	暑さで
COPD	認知症
出るのがおっくうである	寝たきりのため
コロナ、インフルエンザ、感染予防	仕事

◆毎日の生活について

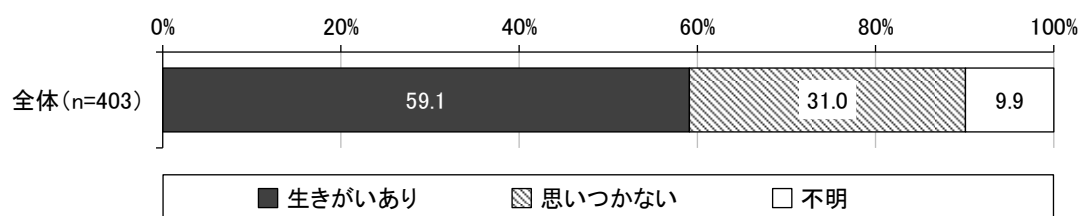
趣味はありますか(単数回答)

趣味はあるかについてみると、「趣味あり」が63.5%、「思いつかない」が28.3%となっています。



生きがいがありますか(単数回答)

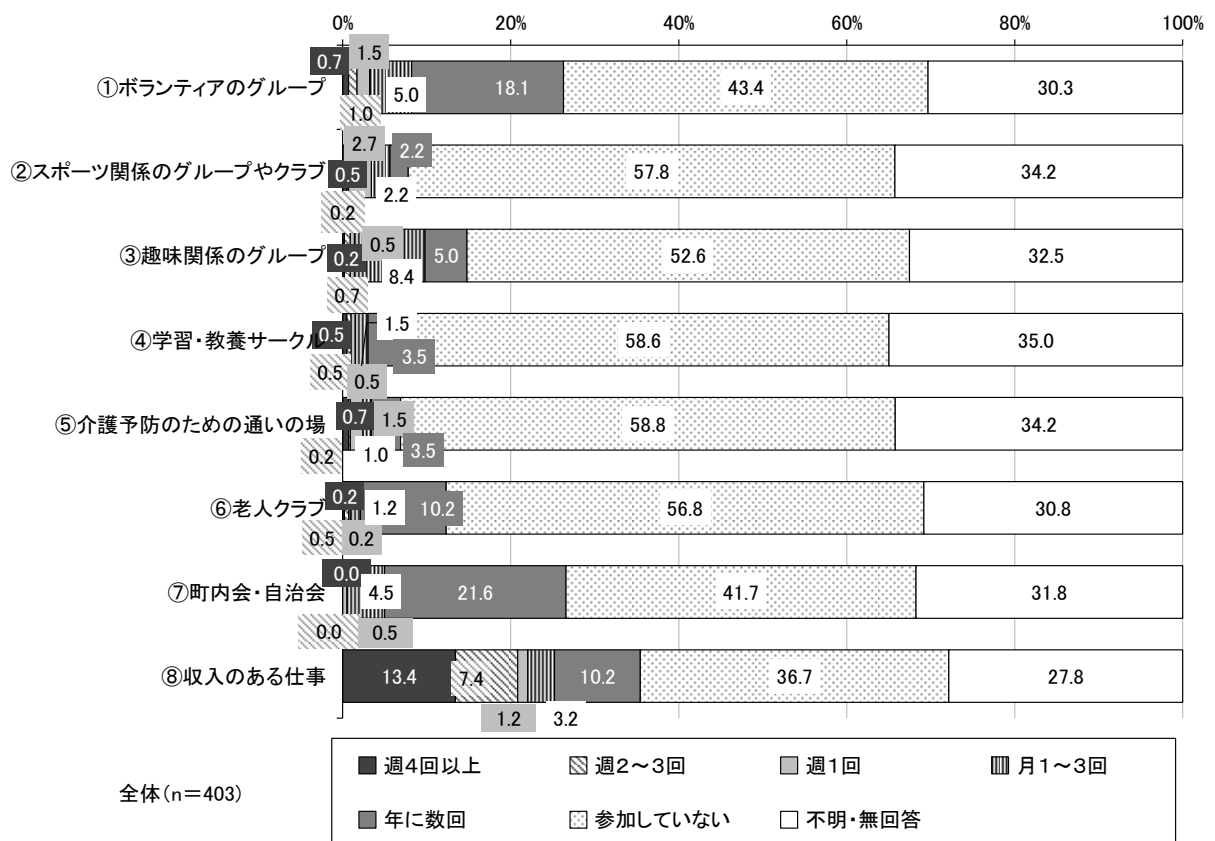
生きがいはあるかについてみると、「生きがいあり」が59.1%、「思いつかない」が31.0%となっています。



◆地域での活動について

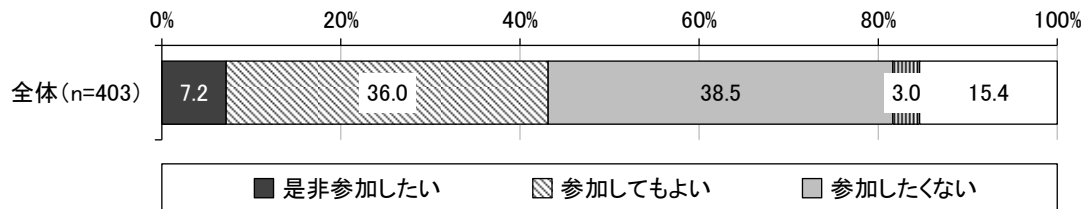
以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか(①～⑧それぞれに単数回答)

会・グループへの参加頻度についてみると、すべての項目で「参加していない」が最も高くなっています。『参加している(「週4回以上」～「年に数回」の合計)』では、〔⑧収入のある仕事〕が35.4%と最も高く、次いで〔⑦町内会・自治会〕が26.6%、〔①ボランティアのグループ〕が26.3%となっています。また、『月1回以上参加している(「週に4回以上」～「月1～3回」の合計)』では、〔⑧収入のある仕事〕が25.2%と最も高く、次いで〔③趣味関係のグループ〕が9.8%となっています。



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか(単数回答)

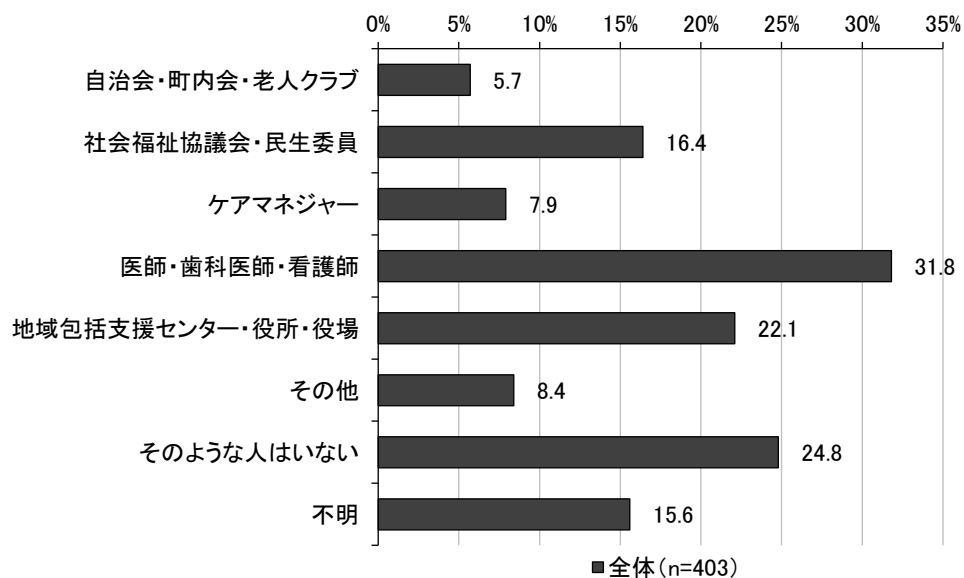
健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向についてみると、「参加したくない」が38.5%と最も高く、次いで「参加してもよい」が36.0%となっています。



◆たすけあいについて

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください(複数回答)

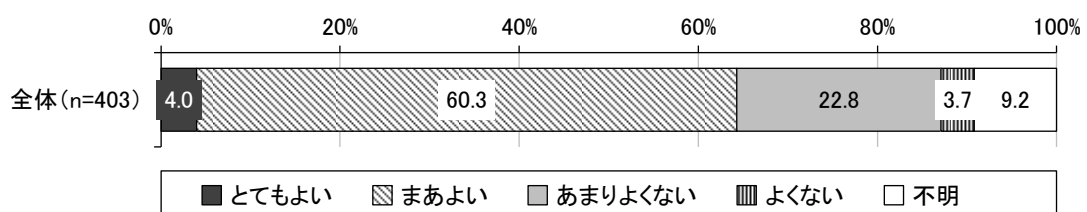
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手についてみると、「医師・歯科医師・看護師」が31.8%と最も高く、次いで「そのような人はいない」が24.8%となっています。



◆健康について

現在のあなたの健康状態はいかがですか(単数回答)

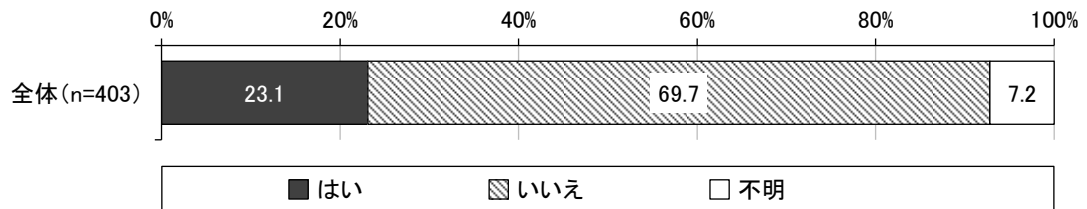
現在の健康状態についてみると、「まあよい」が60.3%と最も高く、次いで「あまりよくない」が22.8%となっています。



◆認知症にかかる相談窓口の把握について

認知症に関する相談窓口を知っていますか(単数回答)

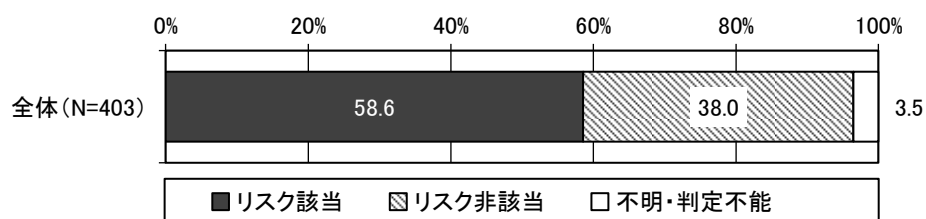
認知症に関する相談窓口を知っているかについてみると、「はい」が23.1%、「いいえ」が69.7%となっています。



◆要支援リスク判定

認知機能の低下

認知機能の低下についてみると、「リスク該当」が58.6%、「リスク非該当」が38.0%となっています。



第3節 課題のとりまとめ

1. 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

統計結果によると、本町の高齢化率は5割を超えており、一人暮らし高齢者数も増加し続けています。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、外出を控えている人は約3割となっており、その理由として「足腰などの痛み」が多くなっています。

今後も、高齢化の進行に伴い、日常生活上のさまざまな困りごとに対する支援のニーズが高まっていくことが予想されるため、介護予防・生活支援サービスの充実に加え、元気な高齢者をはじめとした住民主体の活動や、地域の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。

加えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中核とした関係機関・団体等とのネットワーク強化に取り組むとともに、地域資源を最大限に活用し、地域住民やNPO、民間企業等の多様な主体による多様な支援・サービスの提供が可能な地域づくりを進めることが重要です。

2. 認知症対策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は今後ますます増加することが予想されます。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、認知機能の低下リスクに該当する人が約6割となっていることに加え、国においては、昨今の若年性認知症者数の増加が危惧されています。若年性認知症は通常の認知症に比べて症状の進行が速いため、早期発見・早期対応のための仕組みを整備していく必要があります。

さらに、認知症になったとしても本人の意思が尊重され、その進行状況にあわせて適切な医療・介護サービスや必要な生活支援を受けながら、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護及び生活支援の連携を強化し、認知症高齢者とその家族を地域ぐるみで見守り、支える体制を構築することが重要です。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、認知症の相談窓口については「知らない」と回答した人が約7割となっています。

誰もがなりうる身近な病気として、認知症に関する正しい理解と知識を深めるための啓発・情報発信をさまざまな機会や媒体を活用して積極的に行うとともに、認知症予防のための各種取り組みをより一層充実させていくことが求められます。

3. 介護保険サービスの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した居宅生活を送るためには、それぞれの心身や生活の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。住民が介護保険制度や高齢者保健福祉サービスを正しく理解することで、サービスの適切な選択・利用につながるよう、制度やサービスのわかりやすい情報を提供していく必要があります。今後は、人口減少や高齢者人口の増加に伴い、介護給付費の増大や介護保険料の上昇が見込まれます。そのため、介護給付の適正化や自助・互助・共助・公助のバランスに配慮した事業設計を行うなど、保険者として適正かつ持続可能な事業運営に努めることが重要です。

また、家族介護者の介護負担の軽減や介護離職の防止、介護人材の確保も重要な課題となっています。介護者への支援では、家族の負担軽減を図るため、相談体制の充実や介護者同士の交流支援を行っていく必要があります。加えて、介護職に就いた人材が長く働けるようにする定着への支援や、介護人材の質の向上、負担軽減等、人材確保に向け総合的に取り組むことが求められます。

さらに、高齢者一人ひとりや介護者の状況、ニーズに応じた介護サービスを切れ目なく提供できるよう、サービス提供体制の充実及び質の向上を図るとともに、利用者や介護者である家族に寄り添ったサービス供給体制の整備が必要です。

4. 健康寿命の延伸と介護予防の推進

生涯にわたり健康で自立した生活を送り、活動的に過ごすためには健康寿命を延ばすことが重要です。平均寿命と健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費が増大するばかりでなく、個人の生活の質の低下にもつながります。住民一人ひとりが若いうちから生活習慣病の予防や介護予防等に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組める環境を整えることが重要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、介護・介助が必要になった原因は「高齢による衰弱」「関節の病気(リウマチ等)」等、身体機能の低下に起因する回答が多くなっています。介護予防のための通いの場については「参加していない」と回答した人が約6割となっており、週1回以上参加している人は1割に満たない状況です。

そのため、心身機能の維持・向上のみならず、生きがいや閉じこもり防止も期待される通いの場の普及拡大に向け、情報発信や参加のきっかけづくり、既存の活動との機能統合による多様な通いの場の充実等、より多くの高齢者の積極的な参加を促す取り組みを展開していく必要があります。

5. 高齢者の生きがいづくり

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した人の合計は約4割と、地域づくり活動への参加意向は低くなっており、住民の参加意識を高め、実際の行動や活動に結びつけるための取り組みが求められます。

地域活動への参加は、生きがいや閉じこもり防止、介護予防等、高齢者の心身の健康維持だけでなく、住民同士の結びつきを強め、地域活力の維持・向上にもつながると考えられます。そのため、高齢者のスポーツや文化、学習活動、また、自主的な社会貢献活動等への支援を継続して行うとともに、地域特性等も考慮し、高齢者が参加しやすい活動の場づくり、機会づくりを行う必要があります。

同時に、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験に基づく能力を生かし、「生涯現役」として地域社会の活力を支える担い手となるため、就労機会の確保に努める必要があります。

6. 安全・安心な生活環境

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、居住形態は「持家(一戸建て)」が9割を超えており、高齢化の進行により、住宅改修や住み替え等のニーズが高まることが予測されます。

また、防災・防犯活動の推進とともに、高齢者の交通安全意識の醸成を進め、安全安心な暮らしを支えるための環境整備や仕組みづくりも必要です。特に近年多発する集中豪雨や地震等の自然災害や、大規模な感染症見据えた災害や感染症発生時の支援・応援体制の構築が必要になります。

今後は在宅の高齢者等の見守りや生活支援を実施する中で、高齢者等が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに、日常生活における高齢者虐待や消費者被害等の問題の早期発見・防止に取り組み、成年後見制度をはじめとする権利擁護に関するさまざまな制度の活用促進を行うことが重要です。

さらに、高齢者向けの住まいに関する情報提供及び相談体制の充実や、災害時等の緊急時における支援体制の確立、権利擁護に関する体制の充実等、安心して暮らしていくために、より一層の取り組み内容の充実が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

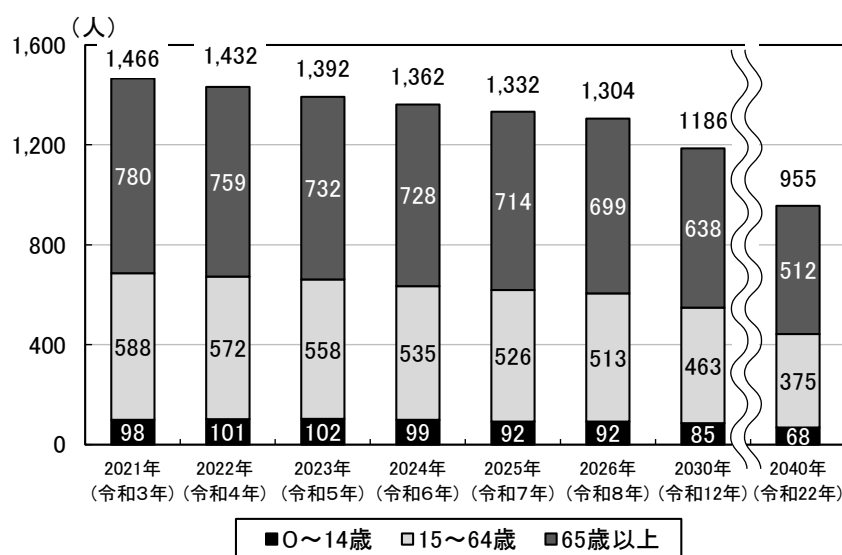
第1節 人口の将来推計

第9期計画期間及び令和12年、令和22年における高齢者等の見込みは次のとおりです。

1. 総人口と高齢者数の推計

◆総人口の推計

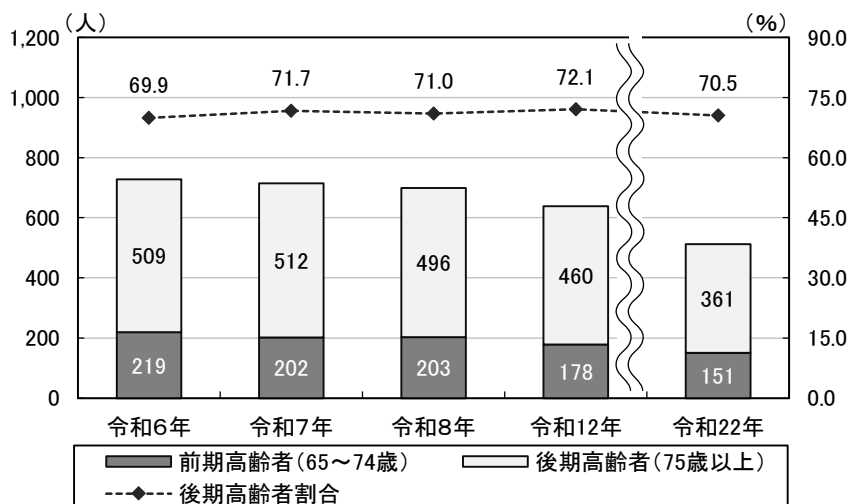
総人口、高齢者人口ともに減少する見込みで、計画期間の最終年である令和8(2026)年の人口は1,304人、高齢者人口は699人となる見通しです。



【資料】住民基本台帳を基に、コーホート変化率法で算出

◆高齢者人口の推計

前期高齢者人口、後期高齢者人口ともにほぼ横ばいで推移し、後期高齢者の割合は計画期間の最終年である令和8(2026)年には71.0%となる見通しです。

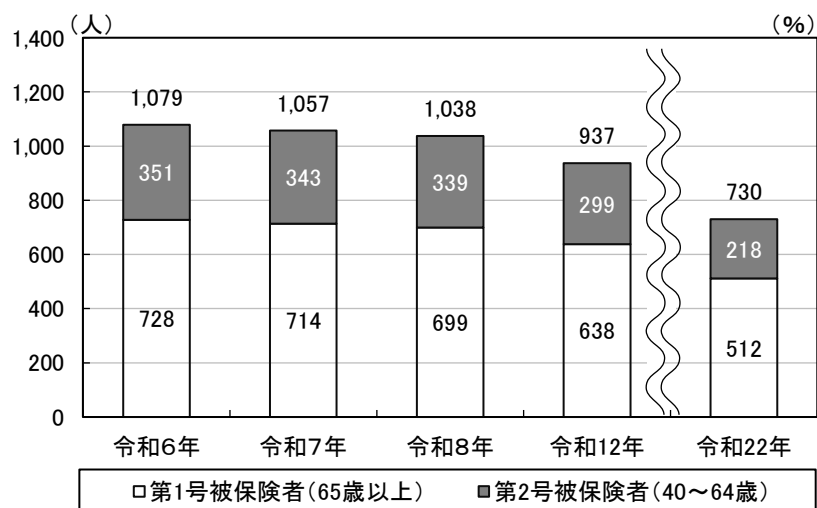


【資料】住民基本台帳を基に、コーホート変化率法で算出

1. 被保険者数の推計

◆被保険者数の推計

保険料を担う被保険者数は、第1号被保険者、第2号被保険者ともに減少する見込みで、計画期間の最終年である令和8(2026)年の第1号被保険者は 699 人、第2号被保険者は 339 人となる見通しです。

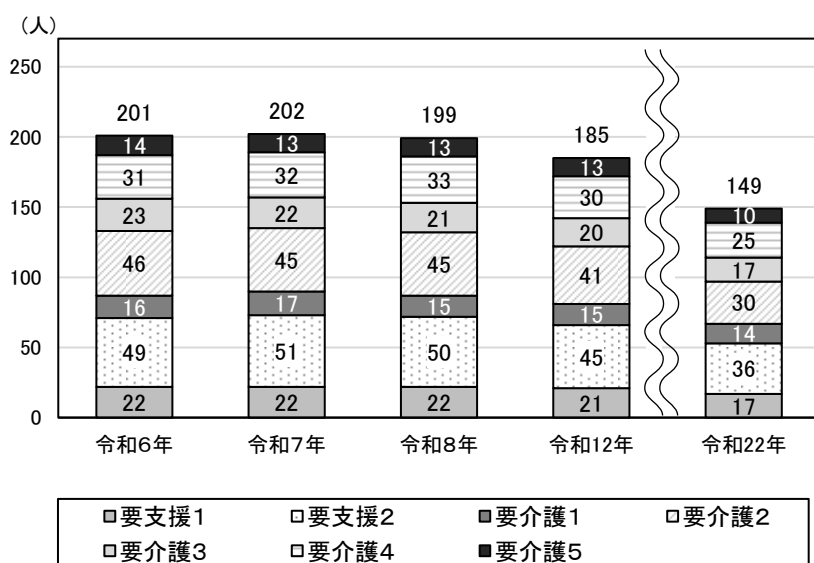


【資料】住民基本台帳を基に、コーホート変化率法で算出

2. 要介護・要支援認定者数の推計

◆要介護・要支援認定者数の推計

要介護・要支援認定者数はおおむね横ばいで推移し、計画期間の最終年である令和8(2026)年には 199 人となる見通しです。



【資料】介護事業報告書を基に、コーホート変化率法で算出

第2節 上勝町が目指す基本理念・施策目標

1. 基本理念

本計画は、第8期計画における目標や具体的な施策を踏まえ、令和7(2025)年を目指した地域包括ケアシステムの構築とともに、現役世代が急減する令和 22(2040)年の双方を念頭に置きながら、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えたものである必要があります。

そのため、計画の継続性という観点から、本計画の基本理念を、第8期計画から引き継ぎ「健やかでいきいきと暮らせるまち」「地域全体が支え合い、その人らしく安心して暮らせるまち」と定め、高齢者のみならず、すべての住民がいつまでもいきいきと暮らし続けることのできる地域社会の構築を目指します。

【基本理念】

- 健やかでいきいきと暮らせるまち
- 地域全体が支え合い、その人らしく安心して暮らせるまち

2. 基本目標

上勝町が目指す基本理念を実現するために、以下の4点を基本目標として定めます。

基本目標1 地域包括ケアの充実

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向け、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、効率的で質の高い医療提供体制の構築や在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制の整備等に関して県の医療計画との整合性を図ります。

また、今後増加が懸念される認知症高齢者に適切に対応するため、認知症や権利擁護に対する正しい理解に地域全体で取り組むとともに、あらゆる病気に対する早期予防・早期発見に努めます。

さらに、制度によるサービスだけでは対応が困難なケースについては、ボランティア団体等との連携を図り、住民同士の支え合いによって解決するなど、地域共生社会の実現に向け、地域住民がともに支え合う地域づくりを進めます。

基本目標2 介護保険サービスの推進

高齢化の進行に伴い、病気やケガ等により要介護認定を受け、介護を必要とする高齢者が増えていく傾向は今後も続くものと考えられます。

介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、個々の状態に応じて希望する介護保険サービスを十分に受けられる環境づくり等、各種サービスの提供体制の充実及び質の向上を図ります。

また、介護者である家族が地域社会の中で孤立することなく、介護をしながら働き続けることができるよう、支援策の充実を図ります。

基本目標3 高齢者の健康と生きがいづくり

高齢者ができる限り要介護状態になることなく、住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくりや介護予防等に結びつく取り組みの充実を図ります。

さらに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも役割や生きがいを持ちながら過ごすことができるよう、老年クラブ活動や生涯学習、レクリエーションスポーツ活動を推進するなど、社会参加活動の支援を行います。

また、高齢者が培ってきた豊かな知識や経験等を社会で生かすことができるよう、就労機会の確保や高齢者が働きやすい職場環境づくりにも取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

基本目標4 安全・安心な生活環境の確保

高齢者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、交通・買い物手段や自立生活が可能な住まいの確保のほか、自立支援サービス体制の整備等の充実を行います。

また、過去の災害や感染症の流行等を背景として、柔軟な取り組みが求められます。そのため、緊急時等における高齢者支援の強化に取り組みながら、高齢者の居住環境の整備や在宅生活の支援等、高齢者がいつまでも住み続けられるまちづくりを進めます。

第3節 施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

基本目標	施 策
基本目標 1 地域包括ケアの充実	1-1 高齢者保健福祉の環境整備 1-2 認知症対策の推進 1-3 生活支援体制の整備 1-4 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進 1-5 多様な主体による支え合いの推進
基本目標 2 介護保険サービスの推進	2-1 介護保険サービスの供給 2-2 地域支援事業の充実 2-3 サービスの質の向上と円滑な運営
基本目標 3 高齢者の健康と生きがいがづくり	3-1 保健事業の推進 3-2 生きがいがづくりや社会参加の推進
基本目標 4 安全・安心な生活環境の確保	4-1 交通・買い物手段の確保 4-2 自立生活が可能な住まいの確保 4-3 福祉のまちづくりの推進 4-4 防災・防犯・感染症・交通安全対策の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 地域包括ケアの充実

1-1 高齢者保健福祉の環境整備

高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、介護保険給付対象サービスを含めた保健・医療・福祉の総合的なサービス提供基盤の整備に取り組みます。

(1) 地域包括支援センター

① 地域包括支援センターの設置

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、地域支援事業に盛り込まれている包括的支援事業を実施します。

本町においては1か所設置しており、今後も業務効率、事務効率、及び財政の面から社会福祉法人への委託による運営を継続し、効率化を図っていきます。

② 公正・中立な運営の確保

地域包括支援センターの運営にあたっては、その公正・中立性を確保し、円滑かつ適正な運営を図る観点から、関係団体等の委員で構成される「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、協議・承認します。

③ 関係機関等との連携

地域に住む高齢者の福祉の向上を図り、介護予防の拠点として機能するために、社会福祉協議会、医療機関、地域の民生委員児童委員及び行政機関との連携を推進します。

また、引き続きケア会議等を通じて個別事例について検討し、関係行政機関や医療機関等の必要なサービスへつなぎ、適切な対応を図っていきます。

④ 地域包括ケアシステムの周知

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護・医療を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムについて、民生委員や老人クラブをはじめ、住民も巻き込みながら、さらなる認知と理解を広げるための周知活動を行います。

また、上勝町版認知症ケアパスの作成、チームオレンジ発足に向けた活動を推進します。

⑤ 地域ケア会議の開催と推進

医療関係者、介護事業者、社会福祉協議会等で構成された「地域ケア会議」を定期的に行い、多様な地域課題を共有・課題解決に向けて検討するとともに、介護予防、生活支援の観点から、介護給付等対象サービス以外の老人保健福祉サービス全般について調整・指導を行います。

今後も地域包括支援センターにおいて、介護サービス機関(ケアマネジャーを含む)の指導・支援を含め、介護予防・生活支援サービスの調整を図ります。

⑥地域包括ケアシステム推進に関する庁内連携体制の充実

地域包括ケアシステムを推進するため、庁内の連携体制を最大限活用するとともに、ケア会議を行うなど、地域包括ケアシステムの構築に必要な連携を図り、町が一体となってさまざまな取り組みを推進します。

(2)保健・福祉・医療の連携

①行政機関での連携

住民課を中心に行政機関が連携を密にし、高齢者の立場に立って、疾病予防や健康増進、生きがいづくりができる機能、適切な医療、介護サービスや保健衛生、生涯学習、就労、住環境、バリアフリー化等の総合的な行政サービスの提供に取り組めます。

また、高齢者保健福祉圏においては、介護保険事業や介護給付等対象外サービスの進捗管理及び連絡調整をはじめ、介護保険施設等の広域サービスに係る課題等の調整を図るとともに、県の取り組み等を通じ、広域的に保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連絡調整や連携を図ります。

②医療機関との連携

医療機関や老人保健施設から退院(退所)した高齢者の生活の自立や家庭介護支援を行うため、退院(退所)情報の提供に基づき現状の評価を行い、最もふさわしい居宅サービスのあり方について地域ケア会議で検討し、必要なサービスを迅速に提供できるよう医師会や医療機関等との連携を図ります。

今後も医療機関との連携を強化するとともに、上勝町診療所の体制整備に努め、身近な医療機関の充実を図っていきます。

また、介護サービスにおける看護師等のマンパワーの確保に努め、医療依存度の高い高齢者の在宅での暮らしを支える体制強化を図ります。

③在宅医療と介護連携

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等さまざまな局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制を構築します。

特に、介護と医療ニーズを併せ持つ慢性疾患のある高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう取り組みを進めます。

④在宅医療連携拠点の整備

在宅医療の推進に向けて、町内医療機関及び医師会等と連携し、在宅医療の連携拠点を上勝町地域包括支援センターに設置しています。

⑤在宅医療サービスの普及啓発

在宅医療サービスやかかりつけ医、介護と医療の連携による地域包括ケアシステムについて、広報等を通じて住民への普及啓発を図ります。

介護と医療の連携に向けて、ケアマネジャー等へ介護と医療の連携に関する状況及び連携の方策について説明を行うほか、さまざまな関係機関との連携を円滑に行うための方策等を協議します。

1-2 認知症対策の推進

誰もがなりうる身近な病気として、住民の認知症についての正しい理解を促します。誰もが正しい知識を身につけることで、地域の中での対応力を高め、早期発見・早期対応、認知症家族の負担軽減へとつなげていきます。

(1)認知症の予防及び早期発見・早期対応

①認知症予防の推進

認知症に対する正しい理解や認知症予防に向けた知識の普及を目的とした学習会を開催するとともに、医療機関等と連携しながら、認知症予防や進行の抑制に向けた身体的、精神的ケアの充実を図ります。

また、集落の小さな単位(地域にある集会所を利用)でミニサロンを展開、介護予防(認知症予防)、フレイル予防のできる居場所づくりを行い、高齢者の身体機能の維持・向上に努めていきます。

②相談援助体制の充実

認知症高齢者や若年性認知症の症状のある人、またその家族の相談窓口である地域包括支援センターをはじめ、関係機関における認知症に対する専門性の向上を図るとともに、県関係機関等における相談・診断業務との連携強化に取り組めます。また、認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症総合支援事業にて、認知症初期集中支援チームの体制強化を図ります。

③認知症に対する理解の促進と本人発信支援

認知症になっても安心して暮らすことができるよう、認知症高齢者やその家族をはじめ、地域住民の認知症に対する理解を深めるための機会の充実を図り、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを推進します。

今後も認知症サポーター養成講座を開催するとともに、実際の活動につなげるためのステップアップ講座の開催等、サポーターの主体的な活動を促進するための支援を行います。

また、認知症の人本人が集い、自らの体験や希望、必要としていること等を語り合う場を設け、当事者の意見の把握や今後の施策立案につなげます。

(2)認知症対策における医療と介護の連携

①認知症地域支援とケア向上

今後も、認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関の連携を図ります。また、このような医療・介護の連携強化等を含め、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

②認知症ケアパスの普及

上勝町版認知症ケアパス(認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)を作成、それぞれの状態に応じた対応ができるよう、住民への普及啓発を図ります。

③認知症対応サービスの充実

高齢化の進行に伴い増加が予想される認知症高齢者に適切に対応するため、デイサービス、デイケアにおける認知症対応機能の充実を図ります。

④チームオレンジの設置

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとへの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」に関する取り組みを今後も町全体で推進します。

1-3 生活支援体制の整備

生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等による生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化等を推進する生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスに関する協議体を運営します。

①生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターの配置を通じて地域の支え合いの体制づくりを推進し、既存の介護サービス事業者によるサービス提供や情報提供を主としたネットワークの構築を図ります。

また、住民を対象とした認知症予防の運動や講座の開催については、今後も継続して推進していきます。

②生活支援サービスに関する協議体の運営

協議体において地域課題を把握・共有するとともに、地域ニーズや資源を把握し、サービスの充実を図ります。

1-4 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進

虐待や消費者被害等から高齢者の人権を守るため、相談・支援体制の充実を図ります。また、自らの判断能力が低下するような状態に陥った場合にも、不利益を負うことがないように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用促進を図ります。

①高齢者虐待防止対策の推進

月2回開催している地域ケア会議については、新たに民生委員等の参加を検討するとともに、関係者間の情報共有・連携を図ってきます。

また、地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉をはじめ消費生活、権利擁護、警察等関係機関による虐待防止のネットワークづくりや高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けた仕組みづくりを進めます。

さらに、高齢者虐待をより早く的確に発見し、関係機関の連携による適切な支援が展開できるよう、保健・医療・福祉等関係者の知識の向上を図るとともに、地域住民の高齢者虐待防止への関心や意識を高めるための普及啓発を行います。

②高齢者の権利擁護の推進

認知症等により判断能力が十分でない高齢者の権利を擁護し、本人の望む生活を続けることができるよう、地域包括支援センターや県の相談機関等と連携しながら、高齢者等からの権利擁護に関わる相談に対応していきます。

また、権利擁護に関する住民対象の出前講座等を開催するなど、権利擁護に関する知識や各種制度・事業の周知を図ります。

事業	内容
成年後見制度	判断能力の不十分な人々(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守ります。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な人々(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

1-5 多様な主体による支え合いの推進

高齢化社会への対応を住民共通の課題として捉え、見守り活動や日頃の交流、付き合いを通じて、住民の支え合い意識の醸成を図るとともに、多様な主体の参画と協働による地域づくりを推進します。

①住民参画による地域福祉社会づくり

本町では、住民の生活向上及び福祉のまちづくりの推進を目的として、町内外から多くの若者等が参画することにより、多種多様な地域活動が展開されています。

今後も、お互いに支え合う福祉のまちづくりを推進するため、家庭や地域が果たすべき役割の再認識を促しつつ、行政各分野にわたる施策の総合的な取り組みの推進と住民の自発的な参画による地域福祉活動の促進を図り、自助、共助、公助のバランスがとれた温かいまちづくりを推進します。

②社会福祉協議会の活動の充実

社会福祉協議会では、ボランティアセンターの充実のほか、老人クラブや日本赤十字奉仕団等各種団体の活動支援を行い、地域における福祉活動の活性化を図っています。

今後も、職員の資質向上等の組織体制の強化に取り組むとともに、ボランティア等の民間活動を行う組織の中核的存在として、地域における高齢者の生活を支援するためのネットワークづくりを推進していきます。

③ボランティア活動の促進

社会福祉協議会に上勝町ボランティアセンターを設置しており、子どもから高齢者まで幅広いボランティア活動の普及啓発を行っています。

今後もボランティア活動等の取り組みを促進するため、積極的に住民に参画を呼びかけ、活動に対する情報提供や支援の充実に努めます。

④地域福祉基金による事業の推進

在宅福祉の向上、健康づくり等に係る民間活動の活発化を図り、地域福祉を積極的に推進するため、「上勝町地域福祉基金」を平成3年度に創設しましたが、近年では事業の実績はありません。今後は、民間における在宅福祉、生きがいと健康づくりその他の高齢者の保健福祉に関する事業への基金による助成を検討するとともに、基金の周知に努めます。

基本目標2 介護保険サービスの推進

2-1 介護保険サービスの供給

介護保険サービスをできる限り効率的に提供できるよう、計画期間における、各種介護サービスの供給見込み量に基づく、適正な介護サービスの提供を図ります。

また、今後の需要の増加に備え、介護予防サービスの充実、利用促進とともに、要介護度の重度化を抑制します。

(1)居宅サービス

居宅サービスについては、「自立支援」をより徹底する観点に立ち、各サービスを提供します。

居宅介護支援事業所をはじめ、各サービス提供事業者との連携のもと、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが確実に提供される体制の確保に努めます。

①訪問介護

在宅で介護を受ける人に、ホームヘルパーによる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話を行うサービスです。

要介護者・要支援者が安心して在宅生活を維持し、かつ、家族の介護負担を軽減するためにも、重要なサービスの一つであるため、今後も利用の勧奨に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

②訪問入浴介護

在宅で介護を受ける人の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

本町においては、現在のところ利用者はいませんが、引き続き利用ニーズの把握に努め、サービス供給体制の整備について検討します。

③訪問看護

在宅で看護を受ける人に、看護師・保健師、理学療法士・作業療法士等の専門職が、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

医療ニーズの高い高齢者の在宅生活を支えるために必要なサービスであることから、今後は、医療機関等との連携を強化しながら、マンパワーの確保に努めるとともにサービス内容の充実を図ります。

④訪問リハビリテーション

在宅で介護を受け、心身の機能を健やかに保てるよう、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

今後の居宅サービスの需要拡大に伴い利用者の増加が見込まれる中、家庭での日常生活能力の維持向上を図るために有効なサービスとして、ケアマネジャーへの研修等を通じて、サービスの必要性についての周知を図ります。

⑤居宅療養管理指導

通院が困難な利用者の居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握の上、療養上の管理及び指導を行うサービスで、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が訪問して行います。

在宅での生活が継続できるよう、医師・歯科医師等との連携を図り、サービス供給体制の確立と維持に努めます。

⑥通所介護

施設で入浴、食事の提供・介護、その他の日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。

高齢者の孤独感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者の心身の負担軽減の観点からも、訪問介護、通所リハビリテーション及び短期入所と並ぶ居宅サービスの柱の一つであることから、事業者との連携により、サービスの質の向上も含め、要介護者の機能に応じて、より充実したサービスが提供できるようサービス供給体制の維持・確保を図ります。

⑦通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。

事業者との連携により、サービスの質の向上を図るとともに、廃用症候群の予防の観点からも、積極的なサービスを提供できるよう、供給体制の整備に努めます。

⑧短期入所生活介護

日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスで、要介護者・要支援者の心身機能の維持と、介護する家族の負担の軽減を目的としています。

訪問介護、通所介護及び通所リハビリテーションと並ぶ居宅サービスの柱として重要なサービスですが、近年では施設・居住系サービスの待機場所として繰り返しの利用がされている実態もあることから、必要な床数を確保しつつ、特別養護老人ホーム若しくはグループホーム等への転換について検討します。

⑨短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うサービスで、要介護者の心身機能の向上と、介護する家族の負担の軽減を目的としています。

本町においては、現在のところ利用者はいませんが、引き続き利用ニーズの把握に努め、サービス供給体制の整備について検討します。

⑩特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム入所者等に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、要介護状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができることを目指すものです。

本町においては、現在のところ利用者はいませんが、引き続き利用ニーズの把握に努め、サービス供給体制の整備について検討します。

⑪福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障のある要介護者の生活上の便宜を図り、機能訓練や自立を助けるため、福祉用具を貸与するサービスです。

利用者の心身の状況や環境に応じ、適切な福祉用具の貸与が受けられるよう、居宅介護支援事業等によるサポート体制の充実に努めます。

⑫特定福祉用具購入

入浴用具等、他人が使用したものを利用することに心理的抵抗があると考えられる福祉用具を購入した要介護者に、年間 10 万円の利用額を限度とし、負担割合に応じてかかった費用を支給するものです。支給割合には9割、8割、7割があり、腰かけ便座や入浴補助用具が多く利用されています。

サービス利用者の不利益にならないよう、認定者の実態把握や、事業者に対する指導を徹底し、サービス供給体制の充実に努めます。

⑬住宅改修

要介護者・要支援者の日常生活を支援し、介護の負担を軽減するために、手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替え等小規模な住宅改修を行った場合に、20 万円を限度として負担割合に応じてかかった費用を支給するものです。支給割合には9割、8割、7割があります。

不適切な施工や悪質な料金設定等がなされないよう、保険者として事業者に対しての指導を強化し、サービス供給体制の整備に努めます。

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者の心身の状況維持・向上を図るため、ケアマネジャーが、本人の心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望をもとに居宅サービス計画を作成し、適切な介護サービスが受けられるよう、サービス事業者間の連絡調整を行うサービスです。

ケアマネジャーは、ケアプラン作成のほか、申請の代行等、介護が必要な人やその家族の相談に対応しています。

介護予防支援は、地域包括支援センターが要支援者の介護予防サービス計画を作成し、これらが確実に提供されるようサービス提供機関等との連絡・調整等を行うサービスです。

居宅介護支援・介護予防支援に携わるケアマネジャーの確保とともに、質の高いケアマネジメントが適切に提供できるよう、サービス事業者との連絡調整に努めます。

また、適正なサービスの提供が行われるケアプランが作成されるよう、ケアプランチェックを行い、給付の適正化を図ります。

(2)地域密着型サービス

認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスで、市町村がサービス事業者の指定を行い、原則として当該市町村の被保険者のみの利用が可能なサービスとなっています。

認知症高齢者の増加に対応するため、地域ニーズに応じたサービス提供の確保に努めています。

地域特性や住民のニーズを把握し、バランスのとれた地域密着型サービスの整備を推進します。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら短時間の定期巡回型訪問を行うとともに、利用者からの連絡により、電話等による対応や訪問等の随時対応を行うものです。

本町においては、現在のところ利用者はいませんが、引き続き利用ニーズの把握に努め、サービス供給体制の整備について検討します。

②夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期巡回や利用者からの連絡による随時の対応を合わせた訪問介護サービスを受けられる地域密着型サービスです。

本町においては、現在のところ利用者はいませんが、引き続き利用ニーズの把握に努め、サービス供給体制の整備について検討します。

③地域密着型通所介護

要介護状態となっても、居宅で自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持を図るとともに、利用者の家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的に通所介護サービスを提供するものです。

本町においては、現在のところ利用者はいませんが、引き続き利用ニーズの把握に努め、サービス供給体制の整備について検討します。

④認知症対応型通所介護

居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。

認知症高齢者の増加が予想されることから、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備に努めます。

⑤小規模多機能型居宅介護

主に認知症高齢者等を対象とし、利用者の様態や希望に応じて、「通い」を中心として、必要に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、身近な地域で「なじみ」の介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

認知症高齢者の増加が予想されることから、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備に努めます。

⑥認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同生活を営む住居(グループホーム)において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。

認知症高齢者の増加が予想されることから、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備に努めます。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が 29 人以下の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)に入居している高齢者に対し、サービス計画に基づいて行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助や機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

本町においては、現在のところ利用者はいませんが、引き続き利用ニーズの把握に努め、サービス供給体制の整備について検討します。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、サービス計画に基づき行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を受けるサービスです。

本町においては、現在のところ利用者はいませんが、引き続き利用ニーズの把握に努め、サービス供給体制の整備について検討します。

⑨複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

医療ニーズの高い要介護者等、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

訪問介護と訪問看護の密接な連携を促進することにより、ニーズに対応できる体制の確保を図ります。

(3)施設サービス

施設サービスは、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として、高齢者が住み慣れた地域社会で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるよう、多様化するニーズに対応するために、施設・居住系サービスと在宅サービスとのバランスの取れた整備を行います。

国では、特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定するとしており、本町においても、国の方針に合わせて重度者に配慮した取り組みを進めます。

特別養護老人ホームについては、常時介護を必要とする人が適切な介護サービスを受ける場としての機能を重点化するとともに、その人の意思や人格が尊重され、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域や家庭との結びつきを重視し、地域と連携した支援が行われる場として、適切な入所及び中長期的な整備に努めます。

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

高齢者の増加に伴うニーズ拡大及び待機者の解消を図るため、ショートステイ床の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への転換について検討します。

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

今後も一定数の利用が見込まれるため、必要なサービス量の確保に努めます。

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、療養病床等を持つ病院・診療所で指定介護療養型医療施設の指定を受けた施設です。ここでは要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練やその他必要な医療を行います。

介護療養型医療施設は令和6(2024)年3月末に廃止となるため、介護医療院や介護老人保健施設、介護老人福祉施設等の受け皿となる施設において、必要なサービス量の確保に努めます。

④介護医療院

介護医療院とは、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

介護療養型医療施設から介護医療院への移行の経過措置は令和6年3月末に終了するため、今後も、利用者に対し適切なサービスの提供が行えるよう、ニーズの把握に努めます。

2-2 地域支援事業の充実

介護予防に関する知識の普及啓発や地域における住民の自主的な介護予防活動の育成・支援を行うとともに、健康診査の結果や関係機関からの連絡、訪問活動等による実態把握、本人・家族からの申し出等、保健・医療・福祉やその他の関係部門との連携により、要介護・要支援に移行するリスクの高い高齢者を把握し、地域支援事業による介護予防を推進します。

(1)介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防の普及啓発を図るとともに、住民主体の介護予防活動への支援を行います。

また、住民をはじめ多様な主体が参画し、さまざまなサービスを充実させることで、地域住民が互いに支え合う体制づくりを推進します。

予防給付のうち訪問介護・通所介護については、NPOやボランティア等多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

I 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者と基本チェックリスト該当者を対象に、生活支援コーディネーター等の連携により地域のニーズや資源等の把握を行い、地域の実情に応じて、多様な主体が参画する生活支援・介護予防サービスを提供します。

①訪問型サービス

要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴・排せつ・食事等の身体介護や生活援助を行うものです。

②通所型サービス

要支援者等が、介護予防を目的として施設に通い、一定の期間、入浴・排せつ・食事等の介護等、日常生活上の支援及び機能訓練を行うものであり、今後も継続して実施していきます。

Ⅱ 一般介護予防事業

令和3年度より、住民主体の通いの場において、保健師や管理栄養士、リハビリテーション専門職等の幅広い専門職の関与を得ながら、介護予防の取り組みを推進します。

①介護予防把握事業

要介護・要支援認定を受けていない高齢者を対象に、生活機能に関する状態の把握や訪問活動を担う保健師等や主治医等との連携により、要介護・要支援状態となる可能性の高い高齢者の実態を把握する事業です。

状況の変化に応じて一貫した援助が行えるよう、継続して状況の把握に努め、収集した情報等により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。

本事業としては実施していませんが、食の自立支援事業において訪問により状況把握を行っており、今後も同様に状況把握及び相談・指導を行ってまいります。

②介護予防普及啓発事業

認知症や閉じこもり予防等の介護予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、口腔機能向上や栄養改善等の講座を開催し、地域における自主的な介護予防の活動を支援する事業です。

今後も介護予防啓発としてPR活動を強化し、住民への理解を広めるとともに、ボランティア育成等の住民中心型の地域活動についても引き続き育成・支援に努めます。

③地域介護予防活動支援事業

介護が必要な状態にならないように予防し、高齢者の生活の質を高めることを目的に、地域における自主的な活動を育成し、介護予防活動の拡大を支援する事業です。

本町では令和3年度より、地域における自主的な活動の育成に関する事業を一般社団法人へと委託しています。今後は、介護予防に役立つ実践的な知識や情報を提供する場として、また高齢者同士の交流の場としての活動を継続できるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら支援を行います。

④地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職等が参加します。

2-3 サービスの質の向上と円滑な運営

「円滑な制度運営」、「利用者への配慮」、「保険者としての町の役割」の視点から、引き続き介護保険の安定的かつ継続的な運営に努めます。

①介護保険サービス見込み量の確保

介護保険制度において、高齢者自身がサービスの種類やサービス事業者の選択を行えるようにするためには、質・量ともに必要なサービスを整備することが必要です。

今後、施設サービスについては、主に重度者(要介護3以上程度の者)が利用するサービスとして位置づけるとともに、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、とりわけ居宅サービスの供給量確保に重点を置きます。

軽度者(要支援1・2、要介護1程度の者)に対しては、地域包括支援センターが中心となり、サービス利用者の生活機能の回復につながるようなケアマネジメントを実施し、介護保険サービス及び介護予防事業の展開を図ります。

②地域密着型サービス事業者の指定と指導・監督

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、「地域密着型サービス運営委員会」を設置しています。

本町がサービス事業者の指定を行う場合は、人員、設備及び運営に関する基準に照らし合わせ、各指定申請事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、運営委員会の意見を聞くなどの手続きを取った上で、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者の指定を行います。

事業者に対する指導・監督についても充実を図り、利用者が安心してサービスを受けられるように、適正なサービス提供と業務運営体制の確保に努めます。

③介護保険制度の普及啓発

高齢者やその家族が、介護保険制度の趣旨、要介護認定の仕組み、サービスの種類と内容、利用者負担、保険料等介護保険制度に対する理解を深めることは、介護保険の安定的な運営やサービスの円滑な利用の基本となります。

介護保険サービスの利用の前提となる要介護認定申請からサービス利用の方法、また、利用者負担や保険料に係る各種軽減制度の手続き等について、町広報誌、ホームページ、パンフレット、出前講座や各種研修会への講師派遣等により住民への啓発を引き続き積極的に行います。

④介護保険サービスに関する情報提供の推進

高齢者数、認定者数(認定率)、サービス利用者数、給付実績、保険料収納率等の介護保険サービス実施状況やサービス事業者に関する情報は、高齢者自身にとってはサービスの選択、適切な居宅介護支援、サービス事業者にとっては円滑な参入のために大変重要なものです。

本町においても、常に介護保険の実施状況等に関する最新情報をホームページに掲載するなどの情報提供を行うとともに、サービス事業者に対し、事業内容の情報開示や自己評価等の情報登録の促進を図り、最新の情報提供に努めます。

⑤相談・受付体制の充実

円滑かつ迅速なサービス提供及び利便性の観点から、高齢者が身近な地域において要介護認定申請やサービス利用手続き等の相談が行えることが重要です。

介護保険担当部署はもとより、地域包括支援センターと連携し、予防給付に関することや地域の高齢者の実態把握、虐待への対応等を含む総合相談や権利擁護等に的確かつ迅速に対応できるよう、相談・受付体制の充実を図ります。

⑥要介護・要支援認定の適正な実施

要介護・要支援認定は、サービスを利用する上で大前提として必要なものです。要介護度により被保険者が利用できるサービス量が決まるため、要介護認定の適正な実施は、公正性・迅速性が強く求められます。

そのため、県や関係機関との連携を図り、認定調査員、介護認定審査会委員に対する研修を継続的に実施し、資質・専門性の向上を図ります。

⑦人材の確保、資質の向上

安定的かつ良質なサービスの提供のため、県との役割分担により、各種団体・事業者等と連携を図りながら、居宅サービスを担う職員や介護保険施設の職員等に対して各種研修を実施するなど、サービスを支える人材の資質向上を図ります。

また、県と連携し、福祉人材バンクの周知を図るとともに、サービス事業者への介護保険に関する情報の提供を行い、サービス事業者の計画的な人材の確保を促進します。さらに、60歳以上の人に介護助手として働いてもらうアクティブシニア活動や外国人研修生等の活用等、多様な人材の確保に努めます。

併せて、事業所の業務効率化や就労環境の改善等、事業所の負担軽減に向けた取り組みを進めます。

⑧介護給付費適正化事業の実施

介護保険は、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように必要な介護サービスを提供する制度であり、介護サービスが要介護状態等の軽減や悪化防止、または要介護状態等へ陥ることへの防止に資するように提供される必要があります。

本町では、国保連合会の介護給付適正化システムの出力帳票を活用し、医療情報との突合や縦覧点検を行うとともに、被保険者への介護給付費の通知(年4回)の発送やケアプラン及び住宅改修の点検を行っています。

今後も、国保連合会の介護給付適正化システムを十分活用し、適正なサービス利用の啓発に努めます。

基本目標3 高齢者の健康と生きがいづくり

3-1 保健事業の推進

生活習慣病は、体質や遺伝もありますが、若い頃からの食事や身体活動・喫煙・アルコール等の長い間の日常生活習慣が大きく影響し、死亡や介護保険利用の原因の多くを占めます。

そこで、若いころから健診を受け、食事や運動等の生活習慣と健診結果に表れる自分の身体の状態との関係を知り、対象者自身が自分に合った健康管理を実践できるよう支援することが重要です。

そのため、特定健診の受診率の向上と健診受診者の保健指導の充実を図り、ライフサイクルに合わせた、生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けた取り組みを行っていきます。

①特定健康診査

40歳以上75歳未満の国保被保険者について、糖尿病・高血圧・脂質異常症・肥満症等の生活習慣病に着目した特定健診を実施しています。また、健診を受診する機会のない40歳未満の人についても、ヤング健診として同様の健診を実施していきます。

特定健診未受診者に対する個別の受診勧奨や、継続受診者への健診費用の助成等の特典の提供を行い、受診率の向上を図ります。

■実施状況・本計画の目標(※令和5年度は見込み値)

国民健康保険	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数 (人)	278	256	240	230	220	210
受診者数 (人)	174	139	123	130	132	135
受診率 (%)	62.6	54.3	51.3	56.5	60.0	64.2

②保健指導・特定保健指導

健診当日若しくは後日、集団・個別により対象者のほぼ全数に対して、保健指導を実施していきます。

また、40歳以上75歳未満の人に対しては、健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が大い期待できる人に対して、生活習慣病重症化予防の取り組みとして、対象者名簿の作成や継続的な保健指導(特定保健指導)を実施し、予防活動に努めます。

■実施状況・本計画の目標(※令和5年度は見込み値)

国民健康保険 (保健指導)	実績値			計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
対象者数 (人)	168	142	123	130	125	120
実施者数 (人)	122	117	100	117	115	114
実施率 (%)	72.6	82.4	81.3	90	92	95

■実施状況・本計画の目標(※令和5年度は見込み値)

国民健康保険 (特定保健指導)	実績値			計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
対象者数 (人)	11	16	8	8	7	6
実施者数 (人)	6	8	8	8	7	6
実施率 (%)	54.5	50	100	100	100	100

③がん検診

がんの予防や早期発見のため、胃・肺・大腸・子宮・乳腺がん検診を実施しています。

今後はさらなる受診率向上を目指し、受診啓発や医療機関での個別の受診案内等に取り組みます。

■実施状況・本計画の目標(※令和5年度は見込み値)

上勝町民	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん検診						
対象者数 (人)	1,041	1,011	985	960	930	900
受診者数 (人)	85	75	76	75	75	75
受診率 (%)	10.7	7.4	7.7	7.8	8.1	8.3
大腸がん検診						
対象者数 (人)	1,165	1,134	1,107	1,070	1,040	1,010
受診者数 (人)	176	158	171	170	150	130
受診率 (%)	15.3	13.9	15.4	15.9	14.4	12.9
肺がん検診						
対象者数 (人)	1,165	1,134	1,107	1,070	1,040	1,010
受診者数 (人)	185	174	163	160	150	140
受診率 (%)	15.9	15.3	14.7	15.0	14.4	13.9
子宮がん検診						
対象者数 (人)	704	686	678	670	660	650
受診者数 (人)	58	50	45	50	50	50
受診率 (%)	8.2	7.3	6.6	7.5	7.6	7.7
乳腺がん検診						
対象者数 (人)	621	603	595	590	580	570
受診者数 (人)	62	49	60	60	60	60
受診率 (%)	9.9	8.1	10	10.2	10.3	10.5

④健康教育

健康に関する正しい知識の普及や健康づくりの実践に向け、中高年を対象とした「貯筋教室(集団運動教室)」や、高齢者教室での講話、町内集会所での健康体操等を実施しています。

「貯筋教室(集団運動教室)」については、実施主体を地域包括支援センターに移管し共同で実施しており、参加者数増加のための取り組みを推進していきます。

また、介護予防のための健康教育については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を目指し、町内医療機関や地域包括支援センター等と連携し、多様な教室の開催に向け検討を進めます。

■実施状況・本計画の目標(※令和5年度は見込み値)

上勝町民	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貯筋教室(集団運動教室)						
開催回数 (回)	9	6	12	12	12	12
参加者数 (人)	28	13	70	80	90	100
健康教室						
開催回数 (回)	0	0	6	24	24	24
参加者数 (人)	0	0	50	100	130	150

⑤健康相談

健康に関する相談は、面接及び電話等によりさまざまな機会を活用して実施しています。

今後も、あらゆる場面で気軽に利用できる健康相談を実施します。また、利用促進に向け、効果的な周知方法について検討します。

■実施状況・本計画の目標(※令和5年度は見込み値)

上勝町民	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康相談						
相談件数 (件)	72	34	110	150	180	200

⑥リハビリテーション体制の構築

今後も高齢化が進行する中で、生活機能の維持、向上を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援していくことが重要となります。そのため、個々の状態に合わせて、身体機能の回復からIADL(手段的日常生活動作)の向上、社会参加の実現に至るまでの切れ目のないリハビリテーションサービスを提供します。

■実施状況・本計画の目標(※令和5年度は見込み値)

上勝町民	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リハビリテーションサービス						
訪問リハビリテーション利用者数 (人)	3	3	2	2	2	2
通所リハビリテーション利用者数 (人)	4	4	1	1	1	1
介護老人保健施設利用者数 (人)	4	4	3	3	3	3
リハビリテーション専門職の地域活動						
リハビリテーション専門職の地域活動回数 (回)	5	6	10	12	12	12

3-2 生きがいくくりや社会参加の推進

地域の高齢者の力を、就業をはじめボランティア活動、健康づくり、学習機会等と結びつけ、生きがいくくりや社会参加の促進を図ります。

①学習機会等の提供

社会福祉協議会、教育委員会等と連携を図りながら、高齢者教室や老人大学、まちづくり講演会等を開催します。

今後も、高齢者が心の豊かさや生きがいを持ち、長年培ってきた豊かな経験や知識・技能等を活かして充実した生活を送れるよう学習機会と情報提供の充実を図ります。

②高齢者のグループ活動の推進

本町では、高齢者がその経験や知識を活かしながら、芸術文化活動やスポーツ活動、ボランティア活動等各種高齢者グループで活動しているとともに、令和5年度より町内においてミニサロンを展開、介護予防(認知症予防)、フレイル予防のできる居場所として、高齢者の身体機能の向上を図っています。

今後は、町や地域包括支援センターが主体となり、住民主体の通いの場の創設を目指します。

③老人クラブ活動の促進

各地区にある単位老人クラブでは、「世代間交流事業」等の社会参加活動、「友愛訪問」等の社会奉仕活動、その他生きがいを高めるための活動や健康づくりのための活動等に取り組むとともに、活動を活発化していく新規会員の確保に向けた勧誘等を行っていきます。

高齢者同士の交流やボランティア活動等を通じ、高齢者の積極的な社会参加や健康づくり、生きがいづくりを進めるため、存続が難しい老人クラブは複合を検討する等活動への支援を継続して行い、活動の活性化を図ります。

④就労機会の確保

働く意欲を持つ高齢者に対し、長年培ってきた経験や知識・能力等に応じた就労の機会を提供するため、シルバー人材センターを設置しています。

今後も、高齢者の生きがいづくり及び軽度生活援助サービスの担い手確保に向け、シルバー人材センターの事業の拡充・発展に取り組めます。加えて、アクティブシニア活動を引き続き推進します。

⑤世代間の交流促進

保育園(幼児)、小学校(児童)、中学校(生徒)ら次代を担う子どもたちが故郷の良さを再認識し、故郷を誇りに思えるよう、地域住民が指導者となり、農業等の産業体験や、地域の良さ、高齢者の知恵や技を伝承する学習機会を提供するなど、ふるさと教育を推進しています。

高齢者の生きがいづくりや世代間交流の促進に向け、今後も指導者の発掘に努めるとともに、高齢者が長年培ってきた豊かな経験や知識・技能等の地域社会への還元を図ります。

⑥生きがい情報の提供

生きがいづくりの機会やイベントの開催状況、グループの活動状況の紹介をはじめ、高齢者の生きがいづくりに関する情報について、町広報誌、社協だより、インターネット等さまざまな媒体を活用し、誰もがわかりやすい情報提供に努めるとともに、各方面からの情報提供が積極的に行われるよう支援します。

基本目標4 安全・安心な生活環境の確保

4-1 交通・買い物手段の確保

高齢者が地域での交流機会や通院、購買等の機会を失うことのないよう、交通・買い物手段の確保に取り組みます。

交通手段については、有償ボランティアタクシーが存在しており、町では令和2年度より高齢者等移動支援助成事業を開始しています。町広報誌等において事業の周知を図り、ボランティアタクシーの利用促進を図ります。

また、買い物手段については、民間の実施する商品の宅配や移動販売等が行われていますが、全ての買い物難民の解消にはつながっていないため、今後も解消に向けて関係事業所や団体と協議していきます。

4-2 自立生活が可能な住まいの確保

高齢者が安全かつ快適な生活を営むことができるよう、自宅のバリアフリー化への支援として、住宅改修支援等の利用を積極的に進め、自立生活が可能な住まいの確保に努めます。

また、地域包括ケアシステムを構築する上で、高齢者の地域生活の基盤となる住まいの確保が重要となります。現在町内には有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅がないため、今後は徳島県と連携を強化し、支援が必要な高齢者に対し、居住場所についての情報を提供します。

4-3 福祉のまちづくりの推進

全ての住民にとってやさしいまちづくりであるという考え方にに基づき、高齢者等が利用しやすいような福祉的配慮のある整備を行い、道路、公共施設、公共性の高い建築物等の整備等、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進します。

また、ソフト・ハードの両面から障壁を無くすように取り組んでいくため、「物」だけでなく、高齢者に対する正しい理解と認識が深まるよう「心のバリアフリー」を進めるとともに、情報提供の充実や情報の利便性の向上を図るなど、「情報」分野のバリアフリー化を進めていきます。

4-4 防災・防犯・感染症・交通安全対策の推進

関係機関及び地域住民との連携・協力を図りながら、高齢者を犯罪や事故、災害、感染症等から守るための広報や学習機会の充実、相談・支援体制の構築に努めます。

また、近年の災害や感染症の流行を踏まえ、地域や事業所等に対する防災・感染症対策の周知・啓発、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備等を推進します。

第5章 介護保険給付事業の適正化

第1節 介護給付適正化事業の推進

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 52 号)により、介護保険法の一部が改正され、市町村介護保険事業計画においては、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めることとなりました。

これを受けて、本町においても利用者に対する適切な介護サービスの確保と、費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて、介護保険制度の信頼を高めていくとともに、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を引き続き実施していきます。

第2節 介護給付適正化主要3事業

1. 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化の推進

【事業概要】

本町では、要介護認定が適正に行われるよう、委託先が行った調査内容のチェック等を行い、要介護認定の適正化に努めています。今後も、全国一律の基準に基づく要介護認定が行えるように改善を図ります。

■実施状況・本計画の目標(※令和5年度は見込み値)

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査内容のチェック						
チェック件数 (件)	全件	全件	全件	全件	全件	全件

2. ケアプランの点検

ケアプラン評価の推進

【事業概要】

ケアプランを作成し、計画的に介護保険サービスを利用します。本町では、ケアプランの点検を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響で令和3年度および令和4年度は実施できませんでした。令和5年度からは再開しており、引き続きケアプランの評価を実施します。

■実施状況・本計画の目標(※令和5度は見込み値)

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検数						
点検数 (件)			9	27	27	27

3. 医療情報との突合・縦覧点検

縦覧点検・医療情報との突合

【事業概要】

国保連合会介護給付適正化システムによる縦覧点検や医療情報との突合せ情報から、介護報酬の不適正・不正な請求を発見し、給付の適正化を図ります。介護保険制度の信頼性向上のために、国保連合会のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合には、介護報酬の返還を求めます。

第6章 介護保険事業の推進

第1節 サービス別利用状況の実績と推計

厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムを用いて、認定者数の推計結果や介護サービスの利用実績をベースに、第9期計画期間及び令和12年度、令和22年度の各サービスの利用状況を推計しました。

1. 介護予防サービス

介護予防サービス別利用状況の実績と推計

		実績		見込み	第9期			長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問介護	人/月								
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	38	43	59	63	63	63	57	44
	人/月	5	5	9	10	10	10	9	7
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	21	16	16	16	16	16	16	8
	人/月	3	2	2	2	2	2	2	1
介護予防居宅療養管理指導	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	人/月								
介護予防通所リハビリテーション	人/月	3	3	4	4	4	4	4	4
介護予防短期入所生活介護	日/月	1	3	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	25	31	30	34	34	33	32	23
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	人/月	0	0	0	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人/月	31	36	35	41	41	40	38	29

2. 介護サービス

介護サービス別利用状況の実績と推計

		実績		見込み	第9期			長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 居宅サービス									
訪問介護	回/月	250	216	141	146	146	146	125	125
	人/月	35	31	25	29	29	29	25	25
訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	回/月	243	190	143	162	162	162	151	119
	人/月	18	17	13	16	16	16	15	12
訪問リハビリテーション	回/月	53	41	28	26	26	26	26	13
	人/月	3	3	2	2	2	2	2	1
居宅療養管理指導	人/月	3	3	2	2	2	2	1	2
通所介護	回/月	409	375	428	389	380	380	321	264
	人/月	46	43	44	41	40	40	34	28
通所リハビリテーション	回/月	42	39	26	14	14	14	22	22
	人/月	4	4	1	1	1	1	3	3
短期入所生活介護	日/月	516	429	549	554	584	584	472	343
	人/月	21	16	21	22	23	23	19	14
短期入所療養介護（老健）	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	42	41	44	42	42	41	36	27
特定福祉用具購入費	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅改修費	人/月	0	0	0	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

		実績		見込み	第9期			長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人/月	1	1	1	1	1	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	人/月	33	34	36	39	39	39	39	37
介護老人保健施設	人/月	4	4	3	3	3	3	3	3
介護医療院	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	人/月	0	0	0					
(4) 居宅介護支援	人/月	82	77	79	74	73	71	63	48

第2節 地域密着型サービス・施設サービスの整備

本町ではこれまで、高齢化の進行を見据えた上で、要介護認定を受けた高齢者の人数やその生活状況を踏まえながら介護サービスの基盤整備を進めてきました。今後も後期高齢者割合の上昇が見込まれることから、ニーズを踏まえて計画的なサービスの整備を進める必要があります。一方で、国は施設入所の対象者を要介護度の高い人に限定し、代わって居住系サービスや地域密着型のサービスを強化することで、住み慣れた地域で生活続けることができる環境整備を進めるという方針を掲げていることから、居住系サービスの拡充とのバランスを見ながら地域密着型サービス及び施設サービスについても計画的に整備を進めていく必要があります。

本町において、地域密着型サービス及び施設サービスについては、事業所が新設される見込みはありませんが、認知症高齢者や要介護認定者への対応から、バランスの取れた整備を検討していきます。

このことから本計画で掲げるサービスの総定員数については、第9期計画期間(令和6年度～8年度)の定員数とします。その後については、3年ごとに、そのときどきの社会情勢に応じた議論を行い、方向性の修正等も含め検討することとします。

地域密着型サービスの施設数と総定員数

	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	0施設 0人	0施設 0人	0施設 0人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0施設 0人	0施設 0人	0施設 0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0施設 0人	0施設 0人	0施設 0人
認知症対応型通所介護	0施設 0人	0施設 0人	0施設 0人
小規模多機能型居宅介護	0施設 0人	0施設 0人	0施設 0人
看護小規模多機能型居宅介護	0施設 0人	0施設 0人	0施設 0人
地域密着型通所介護	0施設 0人	0施設 0人	0施設 0人

施設サービスの施設数と総定員数

	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	1施設 40人	1施設 40人	1施設 40人
介護老人保健施設	0施設 0人	0施設 0人	0施設 0人
介護療養型医療施設	0施設 0人	0施設 0人	0施設 0人
介護医療院	0施設 0人	0施設 0人	0施設 0人

第3節 自立支援・重度化防止に向けた成果目標

高齢化が進展する中で、制度の持続可能性を維持するためには、地域包括ケアシステムを推進するとともに、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送ることができるようにするための取り組みを進めることが必要となります。

本計画では、高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等へ陥ることへの予防や悪化の防止といった事業に関し、第8期計画における進捗状況を踏まえ、第9期計画の成果目標を設定します。

1. 成果目標（8期計画期間の進捗と9期計画期間における目標）

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防教室（地域包括センター主導）						
開催回数（回）	1	2	12	12	12	12
参加者数（人）	5	24	60	60	60	60
食の自立支援事業						
配食数（回）	1,093	1,058	1,100	1,100	1,100	1,100
貯筋教室（集団運動教室）						
開催回数（回）	9	6	12	12	12	12
参加者数（人）	28	13	70	80	90	100
健康教室（一般社団法人ひだまり主導）						
開催回数（回）	20	30	24	24	24	24
参加者数（人）	85	117	120	125	130	130

※令和3年度より住民主体の通いの場を目指して、健康教室（一般社団法人ひだまりが主導）を実施しています。

第4節 介護保険サービス給付費の推計

1. 総給付費の推計

(1) 介護予防給付費の推計

単位：千円

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,086	2,089	2,089	1,880	1,461
介護予防訪問リハビリテーション	542	543	543	543	272
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	1,521	1,523	1,523	1,523	1,523
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,905	1,939	1,873	1,807	1,315
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	1,926	1,926	1,926	1,926	1,926
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	2,261	2,266	2,210	2,099	1,602
合計	10,241	10,286	10,164	9,778	8,099

(2)介護給付費の推計

単位：千円

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス					
訪問介護	5,825	5,789	5,789	5,006	5,064
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	5,563	5,570	5,570	5,204	4,104
訪問リハビリテーション	972	973	973	973	487
居宅療養管理指導	332	332	332	83	332
通所介護	36,672	35,964	36,259	30,233	25,105
通所リハビリテーション	1,152	1,154	1,154	1,897	1,897
短期入所生活介護	52,285	55,574	55,574	44,125	32,108
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	6,631	6,820	6,715	5,506	4,186
特定福祉用具購入費	0	0	0	0	0
住宅改修費	994	994	994	994	994
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	3,445	3,449	3,449	3,449	3,449
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
施設サービス					
介護老人福祉施設	124,847	125,005	125,005	125,255	119,067
介護老人保健施設	9,363	9,374	9,374	9,374	9,374
介護医療院	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設					
居宅介護支援	11,364	11,244	10,968	9,642	7,425
合計	259,445	262,242	262,156	241,741	213,592

2. 標準給付費の推計

単位：円

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総給付費(A)	269,686,000	272,528,000	272,320,000	251,519,000	221,691,000
予防給付費	10,241,000	10,286,000	10,164,000	9,778,000	8,099,000
介護給付費	259,445,000	262,242,000	262,156,000	241,741,000	213,592,000

特定入所者介護サービス費等給付額(B)	14,631,851	14,558,692	14,339,214	13,257,143	10,014,908
特定入所者介護サービス費等給付額	14,409,938	14,337,889	14,121,739	13,257,143	10,014,908
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	221,913	220,803	217,475	0	0
高額介護サービス費等給付額(C)	4,318,276	4,296,684	4,231,911	3,902,843	2,948,344
高額介護サービス費等給付額	4,242,221	4,221,010	4,157,377	3,902,843	2,948,344
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	76,055	75,674	74,534	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額(D)	696,398	692,916	682,470	640,686	578,010
算定対象審査支払手数料(E)	333,880	332,180	327,165	307,190	232,050

標準給付費見込額(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	289,666,405	292,408,472	291,900,760	269,626,862	235,464,312
-----------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

3. 地域支援事業費の推計

単位：円

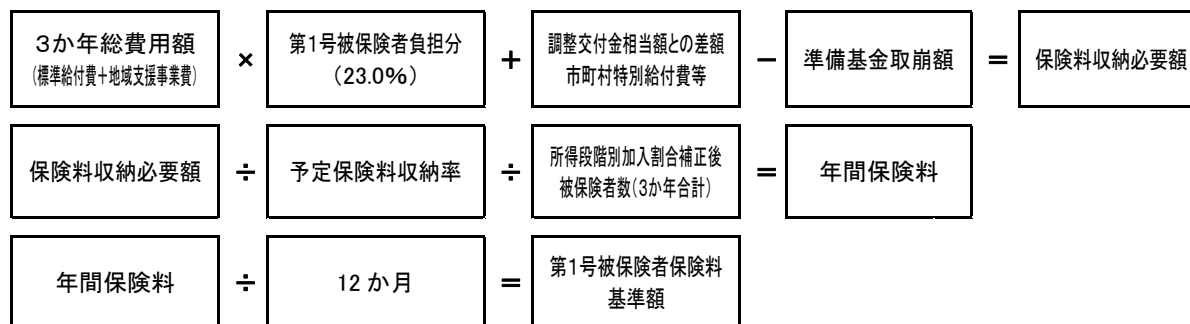
	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	18,647,541	18,647,541	18,647,541	18,063,882	13,437,961
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	5,880,000	5,880,000	5,880,000	4,659,310	3,542,069
包括的支援事業（社会保障充実分）	3,519,660	3,519,660	3,519,660	3,250,000	3,250,000
地域支援事業費	28,047,201	28,047,201	28,047,201	25,973,192	20,230,030

第7章 介護保険事業の運営

第1節 第1号被保険者保険料について

1. 第1号被保険者で賄う介護保険料基準額

(1) 保険料算定の手順



◆3か年総費用額

施設・居住系サービス、在宅サービス等の介護サービス費、地域支援事業費、高額介護サービス費等、全ての費用の3年間の合計額。

◆第1号被保険者負担分

総費用額のうち、23.0%を第1号被保険者の保険料で賄うこととされている。

◆調整交付金相当額との差額

調整交付金は、総費用額の5.0%を標準とし、後期高齢者の割合および所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料額の格差調整のために交付されるものであり、その差額を算入する。

◆準備基金取崩額

これまでの計画期間中に積み立てた準備基金のうち、第9期介護保険料の軽減を図るために取り崩す額。

◆保険料収納必要額

第1号被保険者の保険料により賄う必要がある3年間の必要額。

◆保険料収納率

第1号被保険者の保険料収納割合で、過去の実績を勘案して見込む。

◆所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別の被保険者数に、各所得段階別の保険料率をかけ合わせ、合計した人数。(所得段階別保険料の多段階化により計算)

◆第1号被保険者保険料基準額

第9期計画期間中における基準となる保険料額。所得段階により保険料率が異なり、低所得者は負担が軽減され、高所得者には高負担をいただく。

(2) 財源構成

介護保険の財源構成は、介護保険法で被保険者の保険料が 50.0%、国・県・町による公費負担が 50.0%と定められており、第1号被保険者の負担割合は 23.0%となります。

なお、公費負担の 50.0%のうち国は 25.0%となっており、そのうち 5.0%は市町村の後期高齢者(75 歳以上)人口の比率および所得段階別の構成比に基づき、介護給付費財政調整交付金(以下、調整交付金)として、全国平均で 5.0%交付されます。

	第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料	国負担金	調整交付金	県負担金	町負担金	計
介護給付 (施設等給付費除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%	100.0%
介護給付 (施設等給付費)	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%	100.0%
地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%	100.0%
地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業)	23.0%	-	38.5%	-	19.25%	19.25%	100.0%

1. 保険料収納必要額等

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額(A)	289,666,405	292,408,472	291,900,760	873,975,637
地域支援事業費(B)	28,047,201	28,047,201	28,047,201	84,141,603
第1号被保険者負担分相当額(C)	73,074,129	73,704,805	73,588,031	220,366,965
調整交付金相当額(D)	15,415,697	15,552,801	15,527,415	46,495,913
調整交付金見込交付割合(E)	14.54%	14.57%	14.44%	
調整交付金見込額(F)	44,829,000	45,321,000	44,843,000	134,993,000
財政安定化基金拠出金見込額(G)	/			0
財政安定化基金償還金(H)				0
準備基金残高(I)				63,565,874
準備基金取崩額(J)				0
保険料収納必要額(K)	(C)+(D)-(F)+(G)+(H)-(J)			131,869,878
予定保険料収納率(L)				99.00%
予定保険料収納率を考慮した必要額(M)	(K)÷(L)			133,201,897

※各費用の見込みには端数が含まれるため、3か年間総費用額と一致しない場合があります。

2. 所得段階別保険料額の算定

介護保険給付費等や地域支援事業費の一部を第1号被保険者が、所得段階に応じて介護保険料として負担することになります。

第9期においては、所得に応じてきめ細かく負担割合を設定するとともに、低所得者に配慮するため、国の指針に基づき所得段階を13段階とします。

第9期介護保険 基準保険料 [6,000]円/月 ([72,000]円/年)

段階	対象		保険料調整率	保険料額	
				(月額)	(年額)
第1段階	世帯全員が 町民税非課税	老齢福祉年金を受けている人または生活保護受給の人	0.455	2,730円	32,760円
		前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円以下の人			
第2段階	世帯全員が 町民税非課税	前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円を超え、120万円以下の人	0.685	4,110円	49,320円
第3段階		前年の本人合計所得+課税年金収入が120万円を超える人	0.69	4,140円	49,680円
第4段階		世帯の誰かが 町民税課税	本人が町民税非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.90	5,400円
第5段階	本人が町民税非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円を超える人		1.00	6,000円	72,000円
第6段階	本人が 町民税課税	前年の本人合計所得が120万円未満の人	1.20	7,200円	86,400円
第7段階		前年の本人合計所得が120万円以上210万円未満の人	1.30	7,800円	93,600円
第8段階		前年の本人合計所得が210万円以上320万円未満の人	1.50	9,000円	108,000円
第9段階		前年の合計所得額が320万円以上420万円未満の方	1.70	10,200円	122,400円
第10段階		前年の合計所得額が420万円以上520万円未満の方	1.90	11,400円	136,800円
第11段階		前年の合計所得額が520万円以上620万円未満の方	2.10	12,600円	151,200円
第12段階		前年の合計所得額が620万円以上720万円未満の方	2.30	13,800円	165,600円
第13段階		前年の合計所得額が720万円以上の方	2.40	14,400円	172,800円

※各段階の月額保険料額は、端数処理の関係上、年額保険料額に対する割合と合わない場合があります。

■所得段階別被保険者数および所得段階別加入割合補正後被保険者数の推計

単位：人

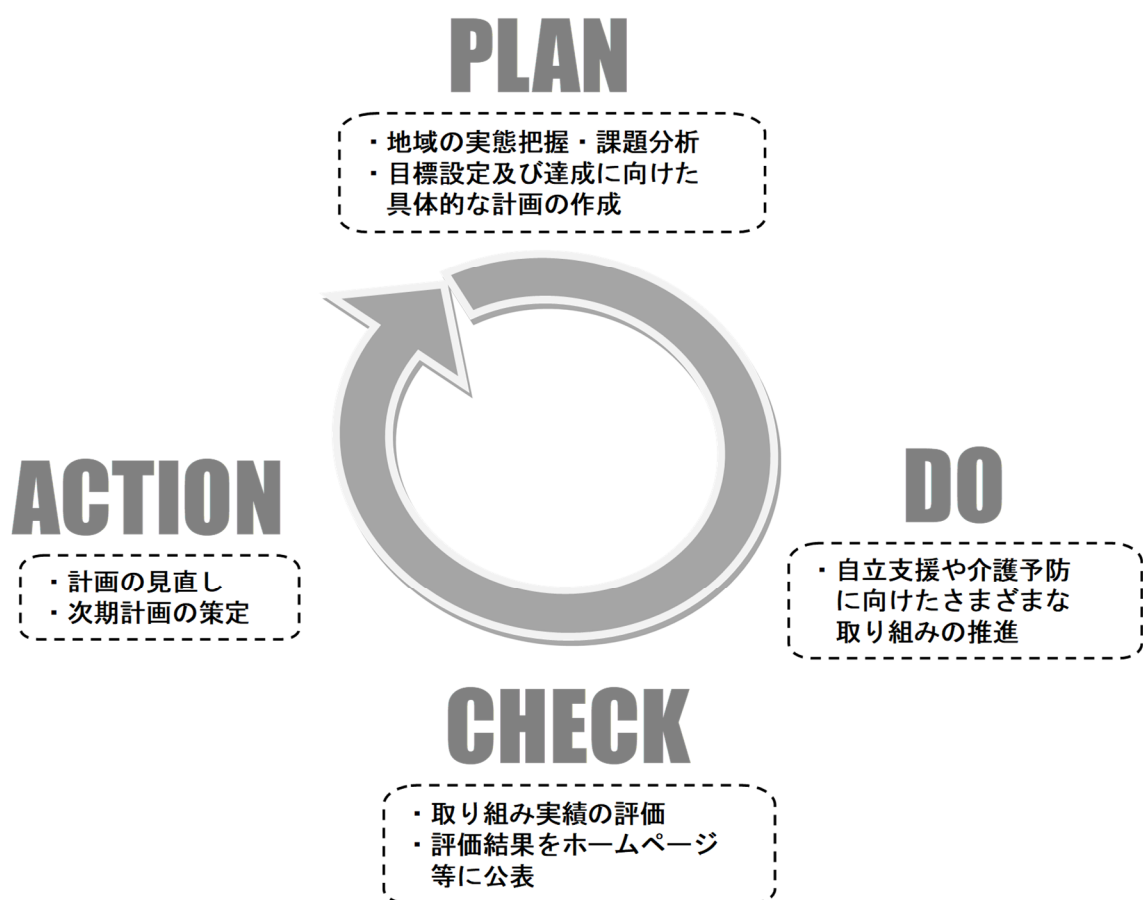
段階区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	166	163	160
第2段階	117	116	112
第3段階	105	103	100
第4段階	39	38	38
第5段階	119	116	114
第6段階	76	74	73
第7段階	62	60	59
第8段階	23	23	22
第9段階	13	13	13
第10段階	2	2	2
第11段階	0	0	0
第12段階	2	2	2
第13段階	4	4	4
第1号被保険者数計	2,141		
所得段階別加入割合補正後被保険者数	1,849		

第2節 計画の進行管理

高齢者の自立支援や重度化防止への取り組みといった目標を実現するためにも、①地域の実態把握・課題分析 ②実態把握・課題分析を踏まえた目標設定及び達成に向けた具体的な計画の作成 ③自立支援や介護予防に向けたさまざまな取り組みの推進 ④取り組み実績の評価をした上で、計画を見直すP DCAサイクルを繰り返し行うとともに、こうした評価結果の公表についても努めていきます。

高齢者保健福祉施策の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、その結果を県に報告を行っていくことなどにより、適切な進行管理を図ります。

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価についても、その結果を県に報告するなど、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。



資料編

上勝町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第 123 号)に定める介護保険事業計画の策定、並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)及び老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)に定める老人保健福祉計画の策定にあたり、必要な事項を審議するため上勝町介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を町長に報告する。

- (1)介護保険事業計画の策定に関する事
- (2)その他計画策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1)老人団体の代表者
- (2)学識経験者
- (3)保健・医療関係者
- (4)福祉関係者
- (5)被保険者代表
- (6)関係行政機関職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、議長となる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年4月1日から施行する。

上勝町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

第9期

所属	職名等	氏名
高齢者団体代表者	上勝町老人クラブ連合会 副会長	針木 勇吉
学識経験者	上勝町議会総務常任委員会 委員長	令和6年1月10日から 酒井 直美
		田中 寛
学識経験者	上勝町民生委員児童委員 協議会長	殿川 綾女
保健医療関係者	上勝町診療所長	幸田 朋也
福祉関係者	上勝町社会福祉協議会長	舟井 康雄
福祉関係者	養護老人ホーム 健祥会エ ジンバラ施設長	小橋 早苗
福祉関係者	特別養護老人ホーム 健祥 会ピーター施設長	山本 一誠
被保険者代表	被保険者代表	関 祥子
被保険者代表	被保険者代表	阪野 英子
被保険者代表	被保険者代表	鹿島 國男
被保険者代表	上勝町国民健康保険運営 協議会委員	久保 隆吉
行政機関職員	上勝町副町長	重田 英紀

(敬称略 順不同)

徳島県 上勝町

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行年月： 令和6年3月

発行： 上勝町

編集： 上勝町役場 住民課

住所： 〒771-4501

徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1

電話： 0885-46-0111

F A X: 0885-46-0323
